

第 2 回

熊本県議会

経済環境常任委員会会議記録

平成26年4月24日

閉 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 2 回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

平成26年4月24日（木曜日）

午後1時1分開議
午後2時45分休憩
午後2時54分開議
午後4時33分閉会

本日の会議に付した事件

平成26年度主要事業等の説明

報告事項

- ①水俣病対策の状況について
- ②熊本地域地下水総合保全管理計画に基づく第2期行動計画の策定について
- ③高病原性鳥インフルエンザ発生に際し野鳥に対する対応状況について
- ④国の「エネルギー基本計画」の策定について
- ⑤荒瀬ダム本体等撤去工事の進捗状況について

出席委員（7人）

委員長 山口 ゆたか
副委員長 橋口 海平
委員 西岡 勝成
委員 城下 広作
委員 鎌田 聡
委員 重村 栄
委員 佐藤 雅司

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長 谷崎 淳一
政策審議監 田代 裕信
環境局長 村山 栄一

県民生活局長 中園 三千代
環境政策課長 正木 祐輔
首席審議員兼
水俣病保健課長 田中 義人
首席審議員兼
水俣病審査課長 中山 広海
環境立県推進課長 佐藤 美智子
環境保全課長 川越 吉廣
自然保護課長 三原 義之
首席審議員兼
廃棄物対策課長 坂本 孝広
くらしの安全推進課長 開田 哲生
消費生活課長 前野 弘
男女参画・協働推進課長 大谷 祐次
人権同和政策課長 中富 恭男
商工観光労働部
部長 真崎 伸一
総括審議員兼
政策審議監兼商工政策課長 高口 義幸
商工労働局長 宮尾 千加子
新産業振興局長 奥 蘭 惣 幸
商工振興金融課長 伊藤 英典
労働雇用課長 松岡 正之
産業人材育成課長 石貫 秀一
産業支援課長 古森 美津代
エネルギー政策課長 村井 浩一
企業立地課長 寺野 慎吾
首席審議員兼
観光課長 中川 誠
国際課長 磯田 淳
くまもとブランド推進課長 成尾 雅貴
企業局
局長 古里 政信
次長兼総務経営課長 五嶋 道也
工務課長 福原 俊明
労働委員会事務局

局長 白 濱 良 一
審査調整課長 橋 本 博 之

事務局職員出席者

議事課課長補佐 小 夏 香
政務調査課課長補佐 春 日 潤 一

午後1時1分開議

○山口ゆたか委員長 それでは、ただいまから第2回経済環境常任委員会を開会いたします。

それでは、開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

さきの委員会におきまして委員長に選出されました山口と申します。今後1年間、円滑な委員会運営に努めてまいりますので、どうぞ執行部の皆さん、よろしく願いいたします。

各委員の皆さんにおかれましては、1年間、地域の現実やそしてさまざまな御意見等々賜りながら、よりよい委員会活動を展開してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

微力ではありますが、しっかりと努めてまいりますので、橋口副委員長ともどもよろしく願いしまして、冒頭の御挨拶とさせていただきます。

続いて、橋口副委員長から挨拶をお願いします。

○橋口海平副委員長 こんにちは。

さきの委員会で副委員長に選任いただきました橋口海平と申します。今後1年、山口委員長をしっかりと補佐して、円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思います。微力ではありますが、しっかりと運営させていただきますので、よろしく願いいたします。

○山口ゆたか委員長 本日の委員会は、執行部を交えての初めての委員会でございますの

で、執行部の幹部職員の自己紹介をお願いします。

なお、自己紹介は、課長以上について自席からお願いします。また、審議員及び課長補佐については、お手元にお配りしております説明資料の中の役付職員名簿により紹介にかえたいと思います。

それでは、谷崎環境生活部長から順にお願いします。

（谷崎環境生活部長、田代政策審議監～中富人権同和政策課長の順に自己紹介）

（真崎商工観光労働部長、高口総括審議員～成尾くまもとブランド推進課長の順に自己紹介）

○山口ゆたか委員長 続いて、企業局をお願いします。

（古里企業局長、五嶋企業局次長～福原工務課長の順に自己紹介）

○山口ゆたか委員長 労働委員会、お願いします。

（白濱労働委員会事務局長、橋本審査調整課長の順に自己紹介）

○山口ゆたか委員長 1年間、このメンバーで審議を行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、主要事業等の説明に入りますが、質疑については、執行部の説明終了後、一括して受けたいと思います。また、執行部の説明は、着座のままで簡潔に行ってください。

それでは、まず、谷崎環境生活部長から総括説明を、続いて、各担当課長から、資料に従い順次説明をお願いいたします。以下、商工観光労働部、企業局、労働委員会の事務局の順にお願いいたします。

それでは、谷崎部長からお願いします。

○谷崎環境生活部長 済みません、少々長くなりますが、御了承いただきたいと思います。

す。

資料の説明に先立ちまして、高病原性鳥インフルエンザについて、県全体の取り組み状況を御報告します。

4月13日の疑似患畜確認を受けまして、直ちに知事を本部長とする対策本部を立ち上げ、1点目、迅速な初動対応、2点目、ウイルスの封じ込め、3点目、監視体制の強化、4点目、風評被害防止のための広報の4原則を掲げまして、県庁一丸となって対応してまいりました。

また、初動の段階から、市町村、農業団体、建設業協会、国の九州農政局や九州地方整備局のほか、多くの機関に御協力をいただきました。

さらに、自衛隊からの部隊の派遣を得て、疑似患畜確認後72時間以内——これは4月16日7時半まででございますけれども、それ以内には、殺処分、埋却、汚染物質の処分、農場の消毒など一連の防疫措置を完了することができました。

現時点では、新たな発生はなく、ウイルスの封じ込めができているものと考えておりますが、今後も油断することなく、引き続き全庁を挙げて監視体制をとり、消毒ポイントの設置も続けまして、万全の体制で臨んでまいります。

この間、県議会におかれましては、何かと御心配をおかけいたしましたけれども、引き続きの御理解、御支援のほどをよろしくお願い申し上げます。

関連して、環境生活部としての取り組みを御説明いたします。

食の安全、安心の観点では、関係機関やホームページを通して、発生農場から3キロメートルの範囲内の鶏肉や鶏卵の出荷を制限しており、現在出回っている鶏肉、鶏卵を食べても安全であることを周知するとともに、食の安全110番や消費生活センターで県民からの相談を受け付けております。

また、野鳥に対する監視につきましては、マスコミやホームページを通じまして、相談窓口を設置していることや死亡野鳥の取り扱いについて周知するとともに、鳥獣保護員等による野鳥の監視を強化しております。

さらに、県内全体の一層の監視強化を図るため、当分の間、県民の方々から通報があった死亡野鳥については1羽から回収し、ウイルスの簡易検査を行う体制を整え対応に当たっております。

次に、資料に沿って御説明をさせていただきます。

平成26年度組織機構図及び役付職員名簿の1ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、組織機構について御説明をさせていただきます。

当部は、環境局、県民生活局の2局体制のもと、本庁11課、出先機関2機関という構成で、職員数は、本庁183名、出先機関12名の合わせて195名となっております。

昨年度からの変更点といたしまして、水銀条約外交会議が終了したことによる水俣条約外交会議推進室を廃止しました。また、南関町に建設している公共関与による産業廃棄物処分場の建設等に関する業務を廃棄物対策課が所管することに伴いまして、公共関与推進課を廃止いたしております。

なお、2ページから10ページまでは、当部の役付職員名簿及び事務分掌となっております。

次に、平成26年度主要事業及び新規事業の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成26年度の当初予算でございますが、一般会計では、新4カ年戦略に掲げる「幸せを実感できるくまもと」の実現に向け、加速化、見える化、核心を突くという観点で取り組みの重点化を図り、予算総額として196億9,400万円余を計上いたしております。

その主な内容について御説明します。

まず、水俣病対策につきましては、公害健

康被害の補償等に関する法律に基づく認定業務について、国の対応を踏まえ取り組んでまいります。また、特措法に基づく一時金や医療手帳交付の該当者の判定確定にも引き続き取り組んでまいります。さらに、高齢化が進む胎児性・小児性患者の方々が地域で安心して暮らしていただけるよう福祉サービスの充実に努めてまいります。

次に、安心を実現する取り組みのうち、人が人として互いに尊重される安全安心な熊本の実現に向けた取り組みにつきましては、全ての人の人権が尊重される社会を実現するために、さまざまな人権問題を身近に感じていただけるよう、プロスポーツ団体と連携した広報啓発や、企業、団体、地域における人権啓発の指導者育成等に取り組んでまいります。

また、安全、安心なまちづくりを推進するため、地域防犯リーダーを育成するとともに、自治会や防犯ボランティア団体が行う防犯カメラ設置に対する助成などへの支援に取り組んでまいります。

さらに、近年、重大事故も発生しております自転車安全利用につきましては、交通安全教育や街頭での交通安全指導等に積極的に取り組んでまいります。

加えて、消費者の暮らしを守るために、県下それぞれの地域において、市町村間の広域連携による窓口の設置を行うなど、相談機能の強化を図ることといたしております。また、高齢者等の消費者被害の未然防止のために、市町村が行う見守りネットワークの構築を支援してまいります。さらに、多重債務者対策につきましても、債務整理から生活再建までの一貫した支援に引き続き取り組んでまいります。

次に、百年の礎を築く取り組みのうち、悠久の宝の継承の取り組みにつきましては、水の国くまもとづくりを推進するため、熊本県地下水保全条例に基づく地下水採取の許可制

等の円滑な運用に努めるとともに、県内外に向けて熊本の水の魅力を強力に発信するなど積極的な取り組みを進めてまいります。

また、硝酸性窒素が地下水にどのような影響を及ぼしているかを検証するための調査や家畜排せつ物等を活用した地域バイオガスシステムの可能性調査を行うなど、硝酸性窒素対策についても、今後ともできるものから具体的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、百年の礎を築く取り組みのうち、熊本アカデミズムの取り組みにつきましては、県内の小中学生などを対象に、台湾・高雄市への派遣及び交流を通して、グローバル社会に視野を向けた子供たちの育成に取り組んでまいります。

次に、百年の礎を築く取り組みのうち、環境を豊かにするための取り組みにつきましては、昨年10月に採択された水銀に関する水俣条約を踏まえまして、本県が率先して水銀の使用削減対策を進めていくために、水銀の処理、保管等についての現状調査や水銀フリー社会の実現に向けた情報発信等に取り組んでまいります。加えて、国外における水銀研究等に貢献するため、研究を行う外国人留学生に対する奨学金制度を創設します。

また、廃棄物対策の推進を図るため、南関町に建設中の公共関与による最終処分場「エコくまもと」を全国のモデルとなる安全な施設として建設し、将来にわたって適正に運営していくために、事業主体である熊本県環境整備事業団に対しまして、引き続き必要な財政支援を行うとともに、周辺環境の整備など処分場を中心とした地域の振興にも取り組んでまいります。

次に、平成26年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸し付けに係る県債償還等特別会計予算でございますが、チッソ県債に係る元利償還金等の年間所要額として、総額97億6,500万円を計上いたしております。

以上、一般会計と特別会計を合わせまして、環境生活部の予算総額は294億6,000万円余となり、平成25年度当初予算と比較しますと、金額にして12億6,000万円余の増額、率にして約4.5%の増となっております。

このほか、水俣病対策の状況のほか2件につきまして御報告させていただきます。

水俣病対策の状況につきましては、去る3月31日に水俣病被害者互助会損害賠償請求訴訟の熊本地裁判決が言い渡されましたが、過去の最高裁判決と考え方が異なるところがあるため、熟慮に熟慮を重ねた結果、上級審の判断を仰がざるを得ないと判断いたしました。控訴判断までに時間がなかったことから、4月8日に知事による専決処分を行いまして控訴いたしておりますので、6月議会本会議におきまして専決処分の御承認をお願いしたいと考えております。

また、環境省において本県の要望に誠実に対応していただき、4月26日に臨時水俣病認定審査会が開催される予定でございます。今後、先に出されました総合的検討の具体化の通知に基づき、審査が積み重ねられることを期待いたしております。

そのほか、先ほど状況の報告をさせていただきましたけれども、鳥インフルエンザに対する対応などについても御報告させていただきます。

以上が当部の概要でございますが、詳細につきましては、関係各課長が御説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○正木環境政策課長 環境政策課でございます。

環境政策課の主要事業、新規事業について御説明します。

主要事業及び新規事業の資料の2ページをごらんください。

水俣病問題の解決に向けた対策の推進、チ

ッソ金融支援についてでございます。

1に、これまでの経緯を記載しておりますが、汚染原因者負担の原則、いわゆるPPPを堅持しつつ、水俣病患者に対する補償金の支払いに支障がないようにするため、昭和53年以降、患者県債、設備県債、一時金県債等の県債を発行し、チッソに貸し付ける形での金融支援が行われてきました。しかし、チッソの借入金が増え、経営的にも厳しくなったため、平成9年度以降、中長期的な観点からの検討が行われ、ようやく平成12年2月に現在の形である抜本的支援策が閣議了解されました。

2に、その抜本的支援策の概要を記載しております。

ポイントといたしましては、それまでの患者県債を廃止し、(1)にありますように、チッソの経常利益から患者補償金を優先的に支払った後、可能な範囲で県への貸付金返済を行うよう、所要の支払い猶予等を行う、また、(2)にありますように、県が県債償還に支障を来さないよう、支払い猶予等相当額のうち、8割を国庫補助金、2割を特別な県債で手当てる、そして、この特別な県債については、その元利償還金を100%地方交付税で措置するというものです。

なお、チッソに対する金融支援に関して、万一不測の事態が発生した場合には、従来の閣議決定に基づき、国において万全の措置を講ずる旨、平成12年2月8日に閣議了解されており、一言で言えば県には財政負担はかけないというスキームになっております。特別会計の予算額は、97億6,512万円です。

3ページをごらんください。

チッソへの貸し付けについては、特別会計を設けて資金管理をしておりますが、こちらにその平成26年度予算措置額を記載いたしております。総額は、予算額の列の一番下の歳出合計の行をごらんいただければと思いますが、97億6,512万円でございます。

4ページと5ページをごらんください。似たような表が並んでいますが、一言で言えば、4ページが県の借金、5ページがチッソの借金です。

まず、4ページですが、平成25年度末のチッソ関連の県債の償還状況でございます。

一番右の列の下の行をごらんいただければと思いますが、今後の償還予定額は、元利合わせて648億円余でございます。

5ページをごらんください。

平成25年度末のチッソに対する貸し付けの状況でございます。

一番右の列の下の行をごらんいただければと思いますが、チッソからの今後の償還予定額は、元利合わせて2,268億円余でございます。

次に、6ページをごらんください。

水銀フリー社会の実現に向けた取組の推進についてでございます。

これは、水銀フリー推進事業として新規に行う事業であり、昨年10月に本県で開催された水銀に関する水俣条約外交会議において水俣条約が採択されたことを受け、水俣条約の早期発効及び水銀フリー社会の実現に向けて、国内外に対して先導的に取り組むというものでございます。

なお、環境生活部においては、水俣病保健課及び廃棄物対策課においても関連事業を計上しております。

環境政策課において実施する事業内容としましては、主に3つあり、総額で1,564万円余を計上しております。

1つ目は、水銀の使用削減・水銀廃棄物の回収・処理に関する検討会の開催でございます。

水銀廃棄物の回収・処理等に関する県内外の専門家等により、水銀フリー推進に関する県の率先取り組みの方向性や水銀の長期保管等に関する国への政策提案等について検討を行います。

2つ目は、国内における普及啓発、情報発信でございます。

水俣条約の内容や水銀フリーに関する取り組み等について、セミナー開催や環境展示会への出展等を通じて広く県内外に情報発信を行います。

3つ目は、連携大学院における水銀専門家の育成支援でございます。

これは、県立大学と国立水俣病総合研究センターいわゆる国水研の連携大学院において、水銀研究を行う海外からの留学生に対して奨学金を給付するものです。

連携大学院とは、米印で書いておりますとおり、国水研研究者に県立大学教員の身分を付与し、大学院生の指導を行うというもので、昨年6月に協定を締結しております。留学生については、入学希望者に対する選考試験を行った上で、県立大学大学院博士課程の秋季入学生として本年10月からの受け入れを予定しており、本年度は3人分の奨学金等に関する予算を計上しております。

以上、よろしく願いいたします。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

引き続き、説明資料の7ページのほうをお願い申し上げます。

まず、1の医療対策の推進といたしまして、被害者の方々の健康上の問題軽減を図るため、医療費の自己負担分を給付しております。水俣病被害者手帳をお持ちの方には、被害者救済特別措置法により、表に記載しております給付を行っております。また、表の右のほうに記載をしております医療手帳は、平成7年の政治解決により救済を受けられた方といたしまして、被害者手帳とほぼ同様の給付を行っております。

次に、2の水俣病関連情報の発信及び福祉の充実でございます。

1の水俣病関連情報発信事業は、県が行い

ますもので、語り部の方を海外に派遣するなど、国内外での情報発信を行わせていただくものでございます。

2の情報発信支援事業は、水俣病資料館の展示改修を初め、水俣市など関係市町が行う事業に対して補助をするものでございます。

3の胎児性患者の地域生活支援事業は、家事援助や通院の付き添いなど、患者の方々の日々の暮らしを支える事業への補助でございます。

4のリハビリテーション強化支援事業は、水俣病発生地域の自治体が行っているリハビリへの補助でございます。

保健課は以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○中山水俣病審査課長 水俣病審査課です。

資料の8ページをお願いします。

水俣病審査課では、資料の説明欄にありますように、公害健康被害の補償等に関する法律、いわゆる公健法に基づく水俣病の認定業務を行っております。

米印にありますように、3月末現在の認定申請件数は601件となっております。うち、水俣病認定業務の促進に関する臨時措置法に基づく認定申請件数は1件となっております。これは、国の臨時水俣病認定審査会、いわゆる臨水審での審査を求めている件数となります。

なお、お手元の資料には、統計上の数字として、3月末現在の件数を1件と記載しておりますが、4月に入りましてもう一件の申請が上がっており、国への送付手続を行っているところです。

次に、1の水俣病認定業務の推進のところですが、公健法に基づく認定申請をされている方に対して、(1)にありますように、疫学調査や検診を行っております。これにより審査に必要なデータが取得されることとなります。その後、(2)にありますとおり、認定審

査会による審査を経て、知事による処分、つまり水俣病の認定または棄却の処分を行うという流れになります。

次に、2の水俣病認定申請者治療研究事業ですが、指定地域に5年以上の居住歴があり、申請後1年、一定の症状のある人は半年経過した後、知事の処分があるまでの間、医療費等を支給する事業を行っております。対象者数は、現在128人です。

次に、3の水俣病診療拠点設置・ネットワーク構築事業は、地域に最新の医療が提供できるよう、研究機関である熊本大学と水俣・芦北地域における現場の医療機関との間に診療ネットワークを構築し、その運用を行うとともに、医療機関における連携パス、いわば共通カルテのようなものですが、その運用に係る事業を行っております。

9ページをお願いします。

訴訟対応として、公健法に基づく処分に不服がある場合の申し立てや訴訟についての対応を行っております。現在、水俣病関係の訴訟が4件、知事への異議申し立てが8件、国への審査請求が13件となっております。

なお、水俣病対策の状況につきましては、後ほど報告事項のところで御報告させていただきます。

水俣病審査課は以上です。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

10ページをお願いします。

まず、地球温暖化対策の推進でございますが、1のくまもとらしいエコライフ普及促進事業では、熊本らしいライフスタイルの普及、定着を図るため、(1)や(3)に記載のとおり、さまざまな形で普及啓発を行ってまいります。

(2)の九州版炭素マイレージ制度は、昨年10月から沖縄県を除く九州7県で始まったもので、節電や環境保全活動の参加者に買い物

券として利用できるポイント券を交付し、九州規模でCO₂削減に取り組むものです。

2の地球温暖化対策推進事業は、(1)のストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進会議、これは、知事を議長とし、約500の団体が参加しているものですが、この会議を中心に、(2)の地球温暖化防止活動推進員の協力も得ながら県民運動を広めていこうというものです。

(3)の事業計画書制度は、事業所ごとのCO₂削減の取り組みについて計画書や報告書を県に提出し、県がそれを公表することによりCO₂削減の取り組みを促すものです。

3の市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業は、平成24年度及び25年度に国の交付金で造成した19億円の基金を活用し、役場などの防災拠点や避難施設の非常時の電源を確保するために、太陽光などの再生可能エネルギー導入を推進するものです。

11ページをお願いします。

バイオマス利活用の推進でございますが、(1)の熊本Eco燃料・バイオマス研究会は、廃食用油の活用を目的として、平成19年度に産学行政連携のもと設置されたものです。研究会の活動を契機に、県内にも高い技術を有するBDF製造業者があらわれております。

今後、さらに(2)の県の公用車による率先利用に取り組み、ほかへの普及拡大を図りたいと考えております。

(3)は、バイオガスシステムの実現に向けて、モデル地域のバイオマス資源量やエネルギー需要調査を実施し、推進体制づくりを行うものです。

次に、「水の国くまもとづくり」の推進でございます。

地下水の恵みを将来にわたって県民が享受できるよう、1の「水の国くまもと」推進事業では、(1)の水の国モニターツアーや(2)の戦略的広報により、また、(4)の水政策アドバイザーからの助言も受けながら、県内外に

熊本の水の魅力を発信してまいります。

(3)は、阿蘇地域は、熊本地域の地下水と密接な関連があり、実態を把握しておく必要性が高いため、地下水採取量や水位に関する実態調査を行うものです。

2の地下水保全条例円滑施行事業は、改正条例に基づく地下水採取許可申請を円滑に進めるため、今年度は、(1)のとおり、未申請者に対して個別指導を実施することとし、申請書の処理等に関しては、(2)の専門指導員の助言も得ながら、処理を加速させてまいりたいと考えております。

(3)は、同改正条例により、新たに水量測定器設置を義務づけられた地下水採取者に対して助成を行うものです。

12ページをお願いします。

3の熊本地域地下水保全協働推進事業は、公益財団法人くまもと地下水財団に対する負担金でございます。

4の水環境教育推進事業は、幼児から小中学生まで年代に応じた水環境教育を推進するものです。

次に、有明海・八代海の再生でございますが、県計画に基づき、国や関係県とも連携しながら、海域環境の保全、漁業振興に取り組むものです。今年度、県全体で58事業、予算にして221億円を組んでおります。当課では、全体の取りまとめ役のほか、1の有明海・八代海再生推進連携事業において、(1)の国・関係県等連携推進事業、その他普及啓発事業に取り組んでまいります。

13ページをお願いします。

最後になりますが、環境教育・学習の推進でございます。

1の地域環境教育促進事業は、(1)のとおり、県北地域において、NPOを活用した人材育成や環境教育プログラムづくりを行ってまいります。事業を進めるに当たりましては、環境センターのノウハウを活用しながら効果的に進めてまいります。

2の環境センター運営事業は、県の環境学習の拠点として、平成5年8月に開館いたしました環境センターにおいて、県下の全小学5年生を対象とした水俣に学ぶ肥後っ子推進事業などの環境教育を推進している事業でございます。

以上が当課の主な事業でございます。よろしくお願いたします。

○川越環境保全課長 環境保全課でございます。

説明資料の14ページをお願いいたします。

説明欄1の大気質の保全対策の推進でございますが、大気汚染防止法等に基づけばい煙などの規制事務を行うとともに、36カ所の大気測定局と移動測定車を活用して、大気環境の常時監視を行うものでございます。この観測結果から光化学スモッグ注意報等の発令も行っております。

また、微小粒子状物質、いわゆるPM2.5でございますが、昨年度までに熊本市分を含め26カ所の測定局と移動測定車1台の整備をしたところでございます。国が定めた注意喚起に関する暫定的な指針値に基づき、本県でも昨年3月5日から運用を開始したところですが、この初日に濃度が上昇し、全国初となる県民への注意喚起を行っております。

また、日中の濃度変化に対応するため、それまでの県下全域を対象とした早朝の予測に加えまして、県内を4ブロックに分け、日中における注意喚起でありますとか、大気状況が改善したときには速やかに注意喚起を解除するなど、運用方針を昨年9月20日に改正いたしております。

今後も、引き続きしっかり観測を行うとともに、県民へのきめ細やかな情報提供を行ってまいります。

また、PM2.5の成分分析などの調査研究にも昨年度から取り組んでおります。

次に、15ページをお願いいたします。

2の環境放射能水準調査事業でございます。

県では、平成元年から、国の委託を受けまして、空間放射線量率や地上に落下した大気中のちりや雨などの降下物等の放射能調査を実施しております。

下のほうに表がございしますが、福島第一原子力発電所の事故直後は、健康に影響のないごく微量の放射能が検出されておりましたが、平成23年7月以降は全て不検出という形になっております。また、昨年2月の北朝鮮の核実験直後におきましても、モニタリング調査を強化しておりましたが、測定結果は平常時と同等の範囲で推移しております。

次に、16ページをお願いします。

3のダイオキシン類対策の推進でございます。

県内を4ブロックに分けて、大気とか公共用水域等の環境調査を実施しておりまして、本年度は、菊池、阿蘇、上益城地域において実施予定でございます。

次に、騒音・振動・悪臭防止対策でございますが、(2)の新幹線鉄道騒音・振動調査につきましては、平成16年の一部開業以来、これまで国及び県による騒音等の環境基準の達成状況調査を実施しております。

平成25年度は、県、熊本市、八代市、水俣市が、合計で28地点の調査を実施した結果、7地点で騒音の基準超過がありました。鉄道運輸機構等、JRとか、防音対策を講じるよう要請を行い、現在対応がなされているところでございます。

今年度も、その防音対策効果の確認調査及び沿線地区での騒音振動調査を、関係市町村と連携しながら継続して行ってまいりたいと思っております。

次に、17ページをお願いいたします。

アスベスト対策の推進についてでございます。

アスベスト問題は、県民の生命、健康にか

かわる重大な問題であることから、相談対応や石綿救済法に基づく救済給付申請の受け付けを行うものでございます。相談件数と申請の受け付け件数を表にあらわしております。

2の調査事業等の実施につきましては、大気汚染防止法に基づきまして、建築物の解体やアスベスト除去作業の届け出指導を初め、保健所や土木部と連携しながら、立入指導や周辺環境濃度調査を行っております。

次に、19ページをお願いいたします。

水質保全対策の推進でございます。

1の水質環境監視でございますが、海域や河川等の公共用水域でありますとか地下水の水質保全のため、水質汚濁防止法、地下水保全条例に基づき、保健所と連携し、事業場の監視、排水水などの水質分析や必要な指導を行うものでございます。

2の硝酸性窒素対策推進事業、これが本年度の新規事業でございます。

次のページの地下水質監視事業と関連がございますが、安全で豊かな熊本の地下水を将来の世代に引き継ぐため、地下水質の主な汚染原因である硝酸性窒素対策といたしまして、現在の窒素負荷量を把握し、将来的に汚染が広がるのか、または削減されていくのかを調査、推定し、今後の汚染が懸念されるような場合、必要な対策を効果的に実施できるよう検討するものでございます。

具体的には、硝酸性窒素の地下への浸透メカニズムの調査を熊本大学と連携しながら実施するとともに、農家アンケートにより施肥量調査等を行うこととしております。

今後とも、関係部局、市町村、事業者と連携、協働して、地下水への過剰な浸透の抑制に取り組んでまいります。

次に、21ページをお願いします。

開発における環境配慮の推進についてでございます。

通常、環境アセスメントと言われているものでございまして、開発行為を行うに当た

り、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて事業者みずからが調査、予測、評価を行い、結果を公表して、住民や行政から意見を聞き、それらを踏まえて、よりよい事業計画をつくり上げていこうとする制度で、現在手続中の事業を一覧表に掲載しております。

また、平成23年度に環境影響評価法が改正されまして、中身について順次施行されていることに伴いまして、県条例の改正に向け、熊本県環境審議会の中に設置いたしました熊本県環境影響評価条例検討委員会で条例改正について検討することとしておりまして、今後改正の提案をさせていただきたいと考えております。

次も、21ページをお願いします。

水道事業の推進でございます。

安全、安心な飲料水の確保のため、市町村等が行う水道事業の運営基盤の強化や水道施設の適正な維持管理などの指導監督を行っております。

また、国が平成24年度末に公表いたしました新水道ビジョンを受けまして、人口減少、水需要の変化に伴う料金収入の減少、更新期を迎える水道施設の急増等、近年の水道を取り巻く環境変化に即応し、本県の現状と課題を整理した上で、水道設備のあるべき姿を示す熊本県水道ビジョンの年度内の策定に向け取り組んでいるところでございます。

環境保全課は以上でございます。よろしく御審議をお願いします。

○三原自然保護課長 自然保護課でございます。

資料の22ページをお願いします。

まず、自然環境の保全についてであります。

本県のすぐれた自然環境を次の世代に引き継ぐため、自然環境の保全対策や希少野性動植物の保護対策を進めてまいります。

説明欄1の普及啓発事業では、自然環境学習講座の開催などによる普及啓発を実施し、2の自然環境保全対策では、自然環境保全地域等の開発規制による保全対策や自然ふれあい指導員による指導活動を実施してまいります。

また、3の希少野性動植物保護対策事業では、希少野性動植物の指定やその保護区の管理を行ってまいります。さらに、4のシカ食害地植生回復事業では、鹿侵入防止ネットを設置し、鹿の食害に遭った希少野性植物の回復過程を調査し、その場所の植生保全を図ってまいります。

次に、資料の23ページをお願いします。

自然公園の保護・利用についてですが、説明欄1の自然公園保護事業では、自然公園法や県立自然公園条例に基づき、開発行為の許可による規制や清掃活動への助成などを行い、自然公園の適正な保護を図ってまいります。

2の自然公園利用事業では、県有公園施設や九州自然歩道の清掃管理、また、ビジターセンターの運営管理を行い、さらに3の自然公園等施設リニューアル事業では、県有自然公園施設の補修など維持管理を行ってまいります。

また、4の自然公園施設改修事業では、県有自然公園の公園施設のトイレ改修を行います。

次に、24ページをお願いします。

野性鳥獣の保護管理についてですが、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、野性鳥獣の保護管理や有害鳥獣の捕獲を行うとともに、鳥獣保護センターにおいて傷ついた野性鳥獣の保護及び保護思想の普及啓発に努めてまいります。

説明欄1の鳥獣保護対策事業では、市町村が行う猿、カモ、クリハラリス等の有害鳥獣捕獲への補助を行い、また、2の特定鳥獣適正管理事業では、鹿の有害捕獲への補助を行

うことで、農林業被害などの軽減に努めてまいります。

なお、イノシシ、鹿の有害捕獲に際しましては、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策基金を活用して対応することとしております。

4の鳥獣保護センター管理運営事業では、傷ついた鳥獣を受け入れて治療し、自然の生息地に戻すなどの保護活動を行ってまいります。

自然保護課については以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○坂本廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

引き続きまして、25ページをお願いいたします。

まず最初に、廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の推進につきましてでございます。

1のごみゼロ推進県民会議等を通じまして、県民、事業者、行政、それぞれが、それぞれの段階におきまして、役割を果たしながら一体的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

2の産業廃棄物実態調査事業です。

これにつきましては、現行の廃棄物処理計画が、27年度をもって終了いたしますことから、27年度に新たな廃棄物処理計画を策定する必要があります。その前年で実態を明らかにするために、廃棄物の流れとか県民の意識調査等を行うものでございます。

3番目の産業廃棄物排出量抑制支援推進事業ですが、これまでリサイクルの技術開発のみに補助金を出しておりましたが、少し枠を広げまして、リサイクル及び廃棄物の排出抑制に係る技術開発を行うものに対して補助を出すということで枠を広げることとしております。

26ページをお願いいたします。

廃棄物の適正処理の推進につきましてです。

2の不法投棄等防止対策事業でございますが、県下10の保健所に警察OBの方を廃棄物監視指導員として配置をいたしております、不法投棄やいろんなものの早期発見に努めております。また、不法投棄に関する情報提供協定締結団体として、郵便局等を初めとしまして95団体ありますが、そういうところと連携をしながら不法投棄の未然防止を図っているところでございます。

3番目の海岸漂着物対策推進事業でございますが、これは、国の地域環境保全対策費補助金事業として、平成25年、26年で1億1,000万の事業の採択がっておりますが、平成25年度、事業が余りなかった関係上大幅に余っております、26年度に8,400万ほどの事業費を計上させていただいております。今年度で終了する事業ですので、各海岸管理者及び市町村と連携をさせていただきながら、海岸漂着物の回収処理を推進してまいりたいというふうに考えております。

次の27ページをお願いいたします。

5番目でございますが、優良産廃処理業者認定制度普及促進事業でございます。

これにつきましては、昨今、環境配慮契約法に基づきまして、産廃処理の委託に当たりまして、優良事業者を活用するという方向を国のほうが打ち出しております。各自治体のほうにも、そのような方向で検討していただきたいと要請が出ております。ただし、県の場合、優良産廃事業者がまだまだ数が少ないという状況にありますので、優良産廃事業者を育成することから始めたいということで考えておりまして、認定制度に関する研修並びに認定取得の促進のためのアドバイザーを派遣する経費として助成をしてみたいというふうに考えております。

6番目でございますが、水銀削減に向けた対応方針策定事業でございます。

これは、環境政策課長から御説明がありましたけれども、廃棄物対策課といたしまして

は、水銀が、どのような形で、どこにどれだけ存在するのか、それと、それがどのような形で処理されているかという実態調査をやりまして、今後の方策検討の基礎資料ということをこの事業でやってまいりたいというふうに考えております。

3番目の公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備推進でございます。

まず、1の公共関与推進事業でございますけれども、これにつきましては、公共関与の施設整備並びに供用開始までの開業準備に関する経費について、必要な財政支援といたしまして、補助金並びに貸付金を計上しているものでございます。

2番目の産業廃棄物処理施設モデル事業でございますが、これにつきましては、廃棄物処理場を受け入れていただきました南関町、和水町に住民生活の改善及び周辺環境の整備等について交付金を交付するものでございます。

廃棄物対策課は以上でございます。

○開田くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

資料の28ページをお願いいたします。

初めに、総合的な交通安全対策の推進でございますが、平成23年度に策定しました第9次熊本県交通安全計画に基づき、交通安全に関する各種施策を推進してまいります。

1の交通安全推進連盟等補助では、同連盟に対する補助金の交付を通して、交通安全思想の普及啓発、高齢者の事故防止等の事業を展開してまいります。

2の特別啓発事業では、社会問題化している飲酒運転の根絶と自転車の安全利用をテーマに、広く県民から募集した川柳や標語を使った県民参加型の広報啓発活動を行うこととしています。

3の交通事故相談では、引き続き相談員2名を配置し、示談方法、保険の請求方法等の

各種相談に対応してまいります。

4の自転車安全利用の促進では、自転車利用者のモラル、マナーの向上を図るため、高校生に加えて、社会人、大学生も対象に、モデル企業の育成、広報啓発活動等を実施することとしております。

29ページをお願いいたします。

安全安心まちづくりの推進でございますが、犯罪の起きにくい安全安心まちづくり条例に基づき、関係機関、団体と連携、協働して、防犯に関する広報啓発、自主防犯活動団体の育成等に取り組んでまいります。

2の絆ネットワーク促進事業では、平成25年度に引き続き、防犯ボランティア団体の活動活性化を図るため、アドバイザー派遣事業を継続するほか、防犯ボランティア団体の活動を補完するため、防犯カメラの設置に対する助成を行うこととしております。

3の犯罪被害者等支援事業では、犯罪被害者やその遺族が再び平穏な生活を取り戻せるよう、平成23年度に策定しました犯罪被害者等支援に関する第2次取組指針に基づき、県民の理解増進、支援に当たる職員の資質の向上に努めてまいります。

30ページをお願いいたします。

食の安全安心の確保でございますが、食の安全安心推進条例等に基づき、食品の安全性、安心感の確保に関する各種施策を推進してまいります。

1の食の安全安心確保対策では、平成24年度に策定しました第3次熊本県食の安全安心推進計画に基づき、県民、関係団体等と連携して、啓発、情報提供等の事業を推進してまいります。

31ページをお願いいたします。

2の食品検査体制整備事業では、本年度も、生産から流通の各段階において関係部局が連携して農薬等の残留検査を行うとともに、その結果を適宜公表してまいります。

3のJAS品質表示指導事業では、関係機

関と連携して、食品表示制度の普及啓発、指導等に努める一方で、定期的な巡回指導のほか、情報に基づいた必要な調査を行い、違反事例に対しては厳正に対処してまいります。

最後に、32ページをお願いいたします。

総合的な青少年施策の推進でございますが、熊本県少年保護育成条例に基づき、青少年の健全育成、有害環境の浄化活動に取り組んでまいります。

1のグローバルジュニアドリーム事業では、県内の小中学生等30人を台湾に派遣する事業でございます。この研修を通じて、子供たちに自分の夢、可能性を発見する機会を与え、グローバル社会に適応できる子供の育成を図ることとしております。

2の少年保護育成条例実施事業では、昨年10月に施行された改正条例を適正に運用しつつ、インターネット上の有害情報から少年を守るため、関係機関と連携しながら、事業者や保護者、少年等に対して、改正内容の周知とフィルタリングの普及促進を行ってまいります。

以上でございます。

○前野消費生活課長 消費生活課でございます。

資料の33ページをお願いいたします。

消費者行政の充実強化でございます。

消費者被害の激しい変化や複雑巧妙化する手口に対抗するため、住民に身近な市町村の相談窓口の支援と県の消費生活センターの機能強化に努めているところでございます。

本年度も、消費者被害の未然防止や被害の早期救済、多重債務問題の対応に向けて、市町村や関係機関、団体と連携しながら取り組みを進めてまいります。

1の消費生活相談・啓発事業は、県の消費生活センターの主な活動でございます。電話等による相談対応、啓発資料の作成、出前講座等を実施してまいります。

2の地方消費者行政活性化事業でございますが、県の消費者行政活性化基金を活用いたしまして、市町村の消費者行政推進を支援する事業や、県センターの広報活動、消費者教育推進計画の策定などを進めてまいります。特に、(4)の広域連携、見守りネットワーク、庁内連携という3つの視点から、市町村への支援に重点的に取り組んでいくことといたしております。

資料の34ページをお願いいたします。

3の消費者の暮らしを守る生活再生支援事業でございます。

多重債務者問題に対処するため、債務整理に向けた家計診断から生活再生中の資金貸し付けまでの一貫した支援体制の充実に努めてまいります。

次に、4の生涯安心！消費者ライフ推進事業でございます。これは、今年度の新規事業でございます。

消費生活センターに寄せられる高齢者からの相談割合が増加しているとともに、その被害も高額化しております。行政の対応だけでなく地域全体で高齢者を見守るという観点から、老人会、婦人会、民生委員などを対象とした研修会を開催するなど、地域見守りネットワークの構築に向けました市町村の取り組みに対して支援をしますとともに、消費生活相談を受ける方を養成するためのサポーター養成講座を開催するなど、地域における見守り体制、相談体制のさらなる充実強化に向けた取り組みを進めることとしております。

消費生活課につきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○大谷男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

35ページをお願いいたします。

まず、協働の推進ですけれども、地域の課題やニーズが多様化している中で、行政やNPO等のさまざまな主体が役割を分担しながら

課題を解決していくことが必要でありまして、それらの取り組みを支援する事業です。

そのため、1の県民との協働推進事業につきましては、多様な主体による協働の促進を図るためのNPO法人等への支援、指導等を行いますとともに、NPO法人の財政基盤や組織基盤の強化を図るための認定業務等を実施しております。また、認定制度をさらに柔軟に運営するための条例の制定を進めております。

2のNPO等の事業展開支援事業につきましては、協働を推進してきた新しい公共支援事業の成果や総括を踏まえまして、協働を推進するNPO等の活動の人的、財政的な支援を行い、NPO活動の活性化を推進することとしております。

次の男女共同参画の推進につきましては、誰もがその個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に進める事業でございます。

具体的な事業につきましては、35から36ページに記載しておりますが、1は、第3次熊本県男女共同参画計画の進捗管理、2は、小中高校におけます男女共同参画教育の推進で、教育読本を配布しております。3は、全市町村で策定されております男女共同参画計画の推進の支援、4は、アドバイザーの派遣や優良事業者の表彰などによる事業者の男女共同参画の推進等を行うこととしております。5の男女いきいき幸せ実感促進事業は、大学等と連携いたしまして、若者の男女共同参画に関する課題検討を通じて、若者や企業の意識醸成等を図る事業でございます。

最後のくまもと県民交流館における県民活動の支援につきましては、県民が主体的にさまざまな活動をする拠点施設として、40万7,000人の県民が利用するパレアを運営する事業でございます。

男女参画・協働推進課は以上でございます。

○中富人権同和政策課長 人権同和政策課でございます。

説明資料37ページをお願いいたします。

私どもでは、さまざまな人権に関する施策の総合的な推進や広報啓発活動等に取り組んでおります。

1番の人権施策推進事業は、外部の有識者によります熊本県人権施策・啓発推進委員会で御意見を伺いながら、行政、学校、企業、民間団体等と連携しまして、人権啓発活動を推進してまいります。

2番の広報・啓発事業は、講演会やイベントの開催、マスメディアを活用した広報啓発等を行うものでございます。

3番のスポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動事業は、新規事業でございます。

熊本ヴォルターズと連携しまして、例えば試合会場でのアトラクションや横断幕の掲示、啓発グッズの製作などを行い、若い方を中心として幅広い年代の方々に人権尊重を明るくアピールしたいと考えております。

4番の研修・人材育成事業は、地域や企業、団体等で効果的な人権研修を実施していただくために、研修指導者の育成や資料の提供等を行うものでございます。

5番の相談事業は、主に相談員の人件費でございます。

6番の人権啓発活動市町村委託事業は、市町村が行う人権啓発事業につきまして、全額国庫によります法務省の地方委託事業を活用して支援するものでございます。

7番の地方改善事業は、国庫補助を受けまして、市町村が設置する隣保館の運営や、その施設改修に対する補助を行うものでございます。

8番の人権問題連携調整費は、市町村、法務省等の関係機関、そして各種団体等と連携しまして、啓発活動を効果的に推進するものでございます。

人権同和政策課は以上です。よろしく願い申し上げます。

○山口ゆたか委員長 それでは次に、商工観光労働部の総括説明を真崎商工観光労働部長をお願いいたします。

○真崎商工観光労働部長 商工観光労働部関係の主要事業の説明に先立ちまして、高病原性鳥インフルエンザに関する商工観光労働部の取り組みについて御報告申し上げます。

商工業関係につきましては、商工振興金融課に直ちに情報収集相談窓口を設置するとともに、中小企業者からの相談に対応するため、商工関係団体及び熊本県信用保証協会に経営活動や融資制度に関する相談窓口を設置していただきました。

また、観光関係につきましては、人吉・球磨管内の旅館、ホテルでは、発生当初一部で宿泊のキャンセルがあったものの、早急な防疫措置完了が功を奏し、現在のところ宿泊等の予約には大きな影響が生じていない状況であると伺っております。

商工観光労働部といたしましては、引き続き正確な情報収集及び情報提供に努めてまいります。

次に、県内の景気・雇用状況及び当部の取り組みの方向性につきまして御説明申し上げます。

日銀熊本支店が4月1日に発表しました金融経済概観では、県内の景気は着実に回復を続けていると判断されており、個人消費は引き続き底がたく推移しているほか、住宅投資は横ばいの動きとなっております。

また、県内製造業の生産は回復しており、足元の業況感、製造業、非製造業ともに改善しております。

雇用情勢につきましては、2月の有効求人倍率が0.96倍と依然として高い水準で推移しております。

なお、日銀本店が4月17日に発表しました地域経済報告では、九州・沖縄地域の景気は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要とその反動の影響を受けつつも、基調的には緩やかに回復しているとされております。

このように県内の景気が改善傾向にある中で、商工観光労働部としましては、引き続き中小企業の資金繰り支援や雇用対策など、県内中小企業者、労働者に対するセーフティネットの充実に努めるとともに、国の経済対策等も活用しながら、成長分野に重点を置いた施策を積極的に推進し、さらなる県内景気の浮揚のため、しっかりと取り組んでまいります。

それでは、平成26年度の当部の組織機構及び主要事業、新規事業について御説明いたします。

当部の組織機構につきましては、お手元の平成26年度組織機構図及び役付職員名簿資料の11ページに記載しておりますが、商工労働局、新産業振興局、観光経済交流局の3局体制のもと、本庁10課、出先機関5機関で、職員数は、本庁180名、出先機関111名の合計291名となっております。

なお、12ページから18ページまでは、当部の役付職員名簿及び事務分掌となっております。

平成26年度の主要事業及び新規事業につきましては、お手元の平成26年度主要事業及び新規事業資料の38ページをお開きください。

平成26年度当初予算につきましては、一般会計、特別会計合わせまして、358億2,400万円余となっております。

主な事業の内容について御説明いたします。

商工労働局関係では、中小企業の経営支援につきまして、金融支援と経営支援を一体的かつ継続的に行うとともに、成長支援に軸足を置き、創業、事業承継や経営革新を図る中小企業に対する支援制度を拡充し、中小企業

が抱える多様な課題の解決とチャレンジをサポートしてまいります。

雇用対策につきましては、本県産業政策と一体となり、戦略的産業として位置づけた半導体及び食品関連産業の振興を図り、安定的で良質な雇用の創出に取り組んでまいります。

産業人材の育成につきましては、産業界や教育機関等と連携し、県内企業のニーズや技術の高度化に対応した人材の育成に引き続き取り組んでまいります。

次に、新産業振興局関係では、地場企業の振興につきまして、県内中小企業の新たな企業連携体の形成を促し、大手企業のニーズに対応した共同受注につなげていく取り組みや、自社技術を活用し、医療・福祉分野への新規参入に取り組む企業を支援してまいります。

新エネルギーの導入促進につきましては、究極のクリーンエネルギーと言われる水素を活用した燃料電池自動車の県内における市場形成に向けた計画策定や北部九州との連携による普及啓発に取り組んでまいります。

企業誘致につきましては、研究開発型企業や食品関連企業の誘致に引き続き取り組むとともに、熊本港、八代港の利便性向上と利用拡大に向けたポートセールスの取り組みを引き続き推進してまいります。

観光経済交流局関係では、観光振興につきまして、2019年の女子世界ハンドボール選手権大会や2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、国内からのさらなる観光客誘致はもとより、外国人観光客の受け入れ環境整備を進めながら、アジアを中心とした海外からの観光客誘致に取り組んでまいります。

海外との経済交流につきましては、台湾やASEAN諸国を中心に、知事トップセールスや物産展の開催、海外事務所やアドバイザーの活用により県内企業の海外展開を支援し

てまいります。

物産等の振興につきましては、農商工連携の推進や県産品の販路拡大に取り組むとともに、グランメッセ熊本の機能強化に取り組んでまいります。

また、くまモンを活用した企業との連携等により、くまもとプロモーションを推進し、本県のさらなる認知度向上に取り組むとともに、海外展開など新たなフロンティアの開拓に積極的に取り組んでまいります。

なお、本年度の主な事業の詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○高口商工政策課長 商工政策課でございます。

資料の39ページをお願いいたします。

商工観光労働部政策調整事業でございますが、部内の主要事業を実施するための調査や研究を行うものでございまして、800万円を計上いたしております。

商工政策課は以上でございます。

○伊藤商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

資料40ページをお願いいたします。

1の商工会・商工会議所・商工会連合会補助でございますが、商工団体に対し、人件費、事業費等の補助を行うものでございます。

2の組織化指導費補助でございますが、中小企業団体中央会に対して、人件費、事業費等の補助を行うものでございます。

3の地域力活用ビジネス創出支援事業でございますが、小規模事業者の新商品開発などを支援するため、事業を実施する商工会、商工会議所等に対して活動経費などの補助を行うものでございます。

次に、41ページをお願いいたします。

4の商店街まちづくり推進事業でございますが、中心市街地や地域商店街の活性化に向けた取り組みに対して支援を行うものでございます。

42ページをお願いいたします。説明欄の上の段をごらんください。

(4)の商店街ビジョン作成支援事業は、新規事業でございます。商店街組織等がビジョン作成を行う場合、それを支援する市町村に対し補助を行うものでございます。

また、(5)の地域商業創業支援事業も新規事業で、商店街活性化の取り組みや開業等に対する支援策の共有化を進めるための仕組みづくりに対して補助を行うものでございます。

次に、5の熊本まちなかリーダー育成事業については、商店街が社会的機能を継続的に発揮できるよう、商工団体と連携し次世代を担うリーダーを育成するものでございます。

43ページをお願いいたします。

6の中小企業金融総合支援事業は、中小企業融資制度に関するもので、今年度新規融資枠として286億円を確保しております。

下の7のチャレンジサポート中小企業経営力強化支援事業(経営支援)でございますが、中小企業の経営力を強化することを目的に、中小企業が経営支援と金融支援とを一体的、継続的に受けることを要件として融資について保証料を補助するもので、新規融資枠として30億円を設定しております。

44ページをお願いいたします。

8のチャレンジサポート中小企業経営力強化支援事業(成長支援)につきましては、創業・事業承継や経営革新を図る中小企業者等に対し、セミナーの開催や専門家派遣などの支援を行うもので、創業者支援資金を拡充し15億円を確保するとともに、新たに事業承継者おうえん資金を創設し、新規融資枠として5億円を確保しており、中小企業者が融資を受ける際に保証料を補助することとしており

ます。

次に、45ページをお願いいたします。

9の中小企業高度化資金等貸付でありますが、(1)の高度化資金貸付金は、中小企業が経営近代化や合理化を図るため、工場の団地化や共同店舗の建設等を行う際に貸し付けを行うものでございます。

下の(2)の設備貸与資金貸付金でありますが、これは、県がくまもと産業支援財団に資金を貸し付けし、財団が設備を購入して小規模事業者等に貸与するものでございます。今年度は1億円の貸し付け枠を設定しております。

商工振興金融課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○松岡労働雇用課長 労働雇用課でございます。

46ページをお願いいたします。

1、ジョブカフェ関連事業ですが、この事業は学生を含む若年者の県内就職に向けて公共職業安定所などと連携して取り組む事業でございます。水前寺駅ビルにジョブカフェくまもとを、また、全ての振興局にジョブカフェ・ブランチを設置して、相談や職業紹介など地域での就職支援に取り組んでおります。

また、ことし9月から、ハローワークの求人情報が県でもオンラインで活用できるようになりましたので、各ブランチにおいて個々の企業の職業紹介も行うこととしております。

次のページをお願いします。

2、将来の『夢＝仕事』発見事業ですが、これは、若者の勤労観、職業観を育むために、職業講話やインターンシップなどを通じてキャリア教育の充実を図る事業でございます。

(1)の将来の『夢＝仕事』発見塾ですが、これは主に高校生を対象に県内の専修学校の講師や施設を利用して職場体験を行うもので

ございます。

(2)「夢」教育サポート推進事業は、企業の経営者や人事担当者を職業講話の講師として中学校や高校などに派遣するものでございます。

(3)ベンチャー体験事業ですが、これは主に大学生を対象としておりますが、創業しておおむね10年以内の若い企業において、大学生が商品開発のPRあるいは販路開拓などの企業の課題に対して改善提案を行うことができる中長期のインターンシップを行うこととしております。

次、48ページをお願いいたします。

労働局との一体的実施事業でございます。

これは、昨年3月までにパレアにありました県の仕事相談支援センターと熊本労働局の施設であるしごとサポート水道町の相談窓口を昨年4月から一体化して運営しているものでございます。仕事に関する相談から職場紹介、そして就職後のフォローアップまで一連の就職支援をワンストップで提供しております。県では、一人一人に合ったキャリアカウンセリングや生活相談、労働相談などを実施しております。

次のページをお願いいたします。

4、障害者就業・生活支援センター事業です。

これは、障害者の就業を支援するために、事業所の開拓を初め、職業訓練のあっせんや職場定着に向けた支援、あるいは生活面の支援を行っております。県内を6つの県域に分けて、社会福祉法人等に委託して実施しているものでございます。

続きまして、50ページをお願いいたします。

緊急雇用創出基金事業です。

この事業は、失業者に対して、就業機会の提供あるいは在職者の処遇改善などを行う事業でございます。

(1)は、県が行う基金事業となりますけれ

ども、今年度は、昨年度から実施しております起業支援型地域雇用創造事業に加えて、国の経済対策で拡充されました地域づくり事業、こちらのほうを関係部局と連携しながら取り組んでまいります。

(2)の事業、こちらは市町村への補助事業となります。

(3)は、基金での運用利子の積立金でございます。

下に表を書いておりますが、平成20年度以降の基金の造成額は利息を含めて224億円余りとなっております。これまでの雇用創出累計は、今年度の事業、これはまだ一部しか数字が出ておりませんが、これも含めて合計で約2万1,000人余りの雇用を創出することとしております。

次のページをお願いいたします。

6、戦略産業雇用創造プロジェクト事業ですが、今年度からの新規事業となります。

この事業は、県の産業政策と一体となりまして、半導体や食品分野の戦略産業の振興を図り、あわせて安定的で良質な雇用を創出することとしております。

事業概要(1)ですが、推進協議会の設置、運営ですが、事務局に農商工連携支援アドバイザー等の選任スタッフを置きまして、経済界の代表等で構成する協議会を設けて事業のマネジメント等を行ってまいります。

(2)事業主向け雇用拡大支援メニューでは、新たな雇用による企業の生産性拡大を初め、新分野への事業展開や海外進出への支援、あるいは人材確保のためのマッチング支援を行うこととしております。

(3)求職者向けメニューですが、こちらでは企業ニーズを踏まえて求職者の能力開発や人材育成を行う予定にしております。事業期間は、今年度から平成28年度までの3カ年で、事業費は合計で10億円程度を予定しております。関係事業を通じて625人の雇用創出の計画をしているところでございます。事業

等対象となる業種は、本県製造業の中核でありますセミコンダクタ関連産業、そして、今後広がり期待しておりますフードバレー構想を対象産業としております。

この事業は、間口も非常に広くて、本県産業政策を直接後押しするものですので、実施に当たっては、部内各課を初め、企画振興部等、庁内関係部局とも連携して対応してまいります。

労働雇用課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○石貫産業人材育成課長 産業人材育成課でございます。

資料52ページをお願いいたします。

1の産業人材強化推進事業でございます。

これは、25年3月に策定しましたものづくりを中心とする産業人材強化戦略に基づきまして、関係機関等と連携しながら、地元産業のニーズに対応した技術者の育成、確保を図るものです。

(1)は、産業人材強化ネットワーク推進会議及び人材育成部会での情報交換等によりまして、関係機関の関係強化を図っていくものでございます。

(2)及び(3)は、産業人材強化支援センターにコーディネーター2名を配置しまして、相談対応や情報提供を行います。特に、中小企業のものづくり現場の中核となる人材育成につきまして、技術指導、教育訓練に対する講師派遣などの支援を行います。

53ページをお願いいたします。

2の県立高等技術専門校及び県立技術短期大学校における公共職業訓練でございます。

両校は、地場企業の技術力強化及び産業界のニーズに応じた即戦力となる職業訓練を実施しております。

(1)の高等技術専門校は、54ページ上段までの①から④までのとおり、施設内及び委託によります多様な職業訓練を実施してございま

す。

(2)の技術短期大学校では、4学科におきます実践技術者育成や在職者訓練を実施しております。

55ページをお願いいたします。

3のものづくりチャレンジ事業でございます。

若年者のものづくり離れや後継者不足を解消するため、(1)のものづくりチャレンジ教室では、技能士の指導によりまして小中学校等で体験教室を実施します。

(2)の専門高校生によるものづくり講習会では、工業高校や農業高校の高校生が、小中学生に対しまして体験学習を実施いたします。

4の将来の『夢＝仕事』発見事業でございます。

これは、技術者の熟練技能者を工業高校や農業高校に派遣いたしまして、高校生を対象に、(1)から(3)のとおり、ジュニアマイスターや技能士等の就職に結びつく資格取得の講習会、それから各種競技大会におきます優勝、入賞に向けた強化講習会、また、指導教員のための実技指導講習会を実施するものでございます。

56ページをお願いいたします。

5の電動モビリティ関係人材育成支援事業でございます。

これは、電気自動車等の電動モビリティに関します産業人材の育成と県民への普及啓発を図るものです。

(1)の電動モビリティ体験教室及び講習会は、工業高校や大学等をサポーター校として認定いたしまして、技術講習会やサポーター校による小中学生を対象にした体験教室を支援するものでございます。

(2)のサポーター校技術発表会は、EVフェスティバル九州inくまもとを活用いたしまして、サポーター校の成果発表を行うものでございます。

産業人材育成課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○古森産業支援課長 産業支援課です。

資料の57ページをお願いします。

1の産業振興ビジョン推進事業は、平成22年12月に策定した熊本県産業振興ビジョン2011に重点成長分野を5つ定めており、産学官が連携する形で取り組みを推進しています。

2の事業革新支援センター事業は、経営革新や新事業支援のための事業を県から公益財団法人くまもと産業支援財団に委託するものです。

58ページをお願いします。

3のリーディング企業育成支援事業は、県経済を牽引するような高い付加価値を生み出すリーディング企業を育成することを目指して総合的な支援を行うものです。

5の企業連携体活動促進事業は、新規事業です。

大手企業からの共同受注獲得を目的として、複数の地場企業が連携体をつくって活動するキャラバン隊の活動を支援するものです。

60ページをお願いします。

6の中小企業構造不況対策支援事業は、半導体や自動車関連産業を中心に、構造的な課題を克服するため、高付加価値製品の企画、開発、販路開拓等に関する専門家を派遣し、中小企業の成長、自立化を目指すものです。

7の次世代マグネシウム合金拠点化推進事業は、熊本大学が研究開発した次世代耐熱マグネシウム合金について、本県における拠点化推進や地域企業連携による実用化に向けた実証の支援、こちらは新規事業になりますが、これらを行うものです。

61ページをお願いします。

8の有機エレクトロニクス産業・事業化促進事業は、これまで県内外の大学、企業との連携により具体化してきた有機薄膜関連技術

について、県内企業による実用化に向けた試作品開発・製造に対して支援するものです。

62ページをお願いします。

9の地場企業立地促進費補助は、地場企業の県内における工場等の新增設及び新規雇用を促進するため、誘致企業と同等の助成を行うものです。

63ページをお願いします。

10の次世代モビリティ普及促進事業は、インフラとなります充電器の維持管理やPR用の電気自動車2台の車両リースを行うものです。

11の超小型モビリティ導入促進事業は、超小型モビリティの安全性や性能の検証のほか、観光地の新たな魅力の創出、生活移動問題の改善、地域の活性化等の効果を検証するための車両リース及び事業の企画経費です。

64ページをお願いします。

12の食品周辺関連産業技術振興事業は、県南フードバレー構想を後押しする目的で、食品製造業、農業現場のニーズと食品周辺技術分野のシーズをマッチングするコーディネーターの設置と有望案件の試作、開発に対する支援を行うものです。

13のフードバレー構想の推進支援に係る技術開発は、新規事業です。

農産物等の加工性や食品の保存性機能等について、産業技術センターの最新技術を結集し、高付加価値化につながる要素技術を開発することにより、フードバレー構想を推進するものです。

65ページをお願いします。

14の医療・福祉関連産業参入支援事業は、新規事業です。

県内企業が医療・福祉関連市場へ新たに参入することを支援するものです。今年度は、特に健康福祉部と連携し、医療・福祉現場における関係者とのマッチングを充実させ、成功につなげたいと考えております。

15の阿蘇採石場終掘基礎調査事業は、平成

28年末の終掘を目指している阿蘇採石場の調査等に要する経費です。

産業支援課は以上です。よろしく申し上げます。

○村井エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

66ページをお願いします。

1、くまもと県民発電所推進事業です。

くまもと県民発電所の普及促進を図るとともに、県が認証した県民発電所の立地市町村等が発電事業者と共同で行う地域振興事業に対する助成と民間事業者が行う新たな県民発電所実施に向けた事業可能性調査に対する支援を行うものです。

2、くまもと県民節電所サイト構築事業です。

県民総ぐるみで省エネ、節電を推進していくために、昨年8月に開設しましたくまもと県民節電所サイトを運営する民間事業者に対する助成を行いますとともに、県民や県内企業の節電意欲の向上を目指し普及啓発を行うものです。

67ページをお願いします。

3、省エネルギー推進事業です。

県内の中小企業や各家庭における省エネ設備の導入を支援するものです。本年度で3年目になりますが、さらなる省エネを進めていくため、家庭向けのゼロエネルギーハウス導入支援を新たに盛り込んでおります。

68ページをお願いします。

4、燃料電池自動車普及促進事業です。新規事業になります。

平成27年度から大手自動車メーカーによる市販化が予定されている水素を活用した燃料電池自動車の市場形成に向けまして、普及促進計画の策定やセミナー、試乗会など普及啓発を行うものです。

5、市町村モデル地域支援事業です。

新エネルギーの導入や省エネルギーの推進

などに積極的に取り組む市町村に対して支援を行うものです。昨年度から、継続する市町村に加え、新たにに取り組む市町村をモデル地域として考えております。

エネルギー政策課は以上でございます。

○寺野企業立地課長 企業立地課でございます。

説明資料の69ページをお願いします。

1番の企業誘致事業でございますが、企業を訪問し、最新情報の収集や本県の立地環境をPRするなど、企業誘致を推進するとともに、既に本県に立地している誘致企業のフォローアップを行うための事業でございます。

続きまして、2番の創造的企業誘致推進事業でございますが、企業の研究開発部門を誘致しますとともに、本県の強みである半導体技術を応用する医療機器展など、関連企業を対象とした産業展示会への出展などを行うものでございます。

3番の産業支援サービス業等集積促進事業でございますが、コールセンターなどの産業支援サービス関連企業の誘致を推進する事業でございます。誘致した企業への補助金やテクノプラザビルの維持管理等を行うものでございます。

70ページをお願いいたします。

4番の企業立地促進資金融資事業でございます。

企業立地の促進と県営工業団地の分譲を促進するために、長期かつ低利の資金を融資する制度でございます。

71ページをお願いいたします。

5番の企業立地促進費補助でございますが、これは、誘致企業が事業所の新設または増設を行った折に、設備投資や雇用の実績を踏まえて補助金を交付するものでございます。

72ページをお願いいたします。

6番の工業団地施設整備事業でございます

が、県南地域の市町村が行います工業団地整備を支援するための調査事業でございます。

続きまして、7番はフードバレー構想推進企業誘致事業でございます。

フードバレー構想により県南地域を活性化させるため、企業への企業誘致活動や広報活動を行いまして、食品関連企業などを誘致しようとするものでございます。

73ページをお願いいたします。

8番の国際コンテナ利用拡大助成事業でございますが、これは、九州北部港などとの輸送コスト差を縮めることで、県外他港へのコンテナ貨物の流出を阻止しまして、熊本・八代港の貨物量を増加させるための取り組みでございます。

最後に、9番の戦略的ポートセールス推進事業でございますが、これは、熊本港及び八代港のポートセールスを戦略的に推進していくため、増便など利便性を高めました船会社へのクレーン使用料の一部助成や、企業本社等への両港の認知を図る国内外でのセミナー開催などを実施するものでございます。

企業立地課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○中川観光課長 観光課でございます。

資料の74ページをお願いいたします。

まず、項目1のようこそくまもと観光立県推進計画展開事業でございます。

ようこそくまもと観光立県推進計画は、計画期間を平成24年度から27年度とし、九州観光の拠点として選ばれる熊本を目指し、主に3つの戦略に沿って各種施策を展開しているところです。

戦略の1つ目として、品格ある観光地くまもとの形成、2つ目として、国内からの誘客の促進、3つ目として、海外からの誘客の促進でございます。予算額は、2億2,900万円余となっております。

それぞれの戦略につきまして御説明させて

いただきます。

75ページをお願いいたします。

戦略の1つ目、品格ある観光地くまもとの形成でございます。

まず、(1)「食・温泉・水」を柱とした観光資源の磨き上げにつきましては、多様な来訪ニーズに合わせた旅行商品づくりや、新たに熊本の温泉を全国にPRするくまもとふるもーションを展開するなど、食、温泉、水といった3つの観光素材を生かしながら、本県のブランドイメージの形成を促進してまいります。

次に、(2)お客様の視点に立ったおもてなしの向上につきましては、観光ボランティアガイド等の育成強化を図りながら、来訪者の方々の満足度アップに向けた広域連携等のおもてなし運動を支援してまいります。

76ページをお願いいたします。

戦略の2つ目、国内からの誘客の促進でございます。

まず、(1)「選ばれる熊本」観光キャンペーンの展開につきましては、首都圏や関西圏等の大消費地をターゲットとしまして、交通事業者や旅行代理店とタイアップし、旅行商品の開発、着地型イベントの実施、観光PR活動等により、効果的な誘客に取り組んでまいります。

次に、(2)九州一体となった観光PRによる誘客の促進につきましては、九州それぞれの地域の魅力を発信し、まずは九州の認知度を高め、九州への来訪意欲を高めていく中で、本県の認知度向上と誘客の促進を図るもので、九州横軸3県の事業等を実施してまいります。

77ページをお願いいたします。

次に、戦略の3つ目、海外からの誘客の促進でございます。

(1)海外に向けた情報発信の強化につきましては、九州の中心に位置する熊本の地理的優位性や阿蘇という世界的観光資源など本県

の魅力を積極的に発信してまいります。また、今年度新規事業として、増加傾向にあります外国人観光客の利便性向上に向け、外国語のスマートフォン用アプリを開発してまいります。

次に、(2)アジアをターゲットとした誘客の促進につきましては、東アジアの韓国、台湾、香港、中国に加え、シンガポール、タイ、マレーシアなどの東南アジア各国に向けて、現地旅行博覧会等への出展や、現地旅行会社等との連携したプロモーション活動を展開してまいります。さらに、ムスリム観光客の誘客戦略の強化等に積極的に取り組んでまいります。

78ページをお願いいたします。

続きまして、項目の2、MICE等誘致促進事業でございます。

この事業は、一般財団法人熊本国際観光コンベンション協会と連携し、各種誘致活動を強化するとともに、県内で開催されるスポーツイベント、大型コンサート及び県内ロケを伴う映画制作に対して助成等を行うものでございます。予算額は、2,500万円余となっております。

次に、項目の3つ目、2019女子世界ハンドボール選手権大会支援事業でございます。

昨年10月28日に開催国が日本・熊本と決定された本大会については、日本ハンドボール協会、熊本県ハンドボール協会、熊本市及び県を構成メンバーとする関係者連絡協議会一一仮称でございますけれども、などを設置する予定であり、大会運営に係る協議、検討を行っていくものでございます。予算額は、150万円余となっております。

観光課は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○磯田国際課長 国際課でございます。

資料79ページをお願いいたします。

項目1、アジアとの経済交流の推進につきましては、成長著しいアジアとのつながりをさらに強化し、その活力を本県に取り込み、本県経済の活性化を図ることとしております。

説明欄の(1)海外ビジネス支援アドバイザー運営事業は、香港、シンガポール、台湾に現地事情に精通したビジネスアドバイザーを配置するとともに、一層の成長が期待されるASEAN諸国において、現地法人をスポットアドバイザーとして活用し、県内企業の円滑な海外展開を支援するものでございます。

(2)台湾・アセアン・香港経済交流事業は、新規事業でございます。

昨年9月に国際交流促進覚書を締結した高雄市を初めとする台湾や成長著しいASEAN諸国等との経済交流活動を促進してまいります。

具体的には、現地百貨店での熊本フェア等の実施を通じた県産品の販路拡大や知事トップセールスにより新たなマーケットの開拓を図ることとしております。

(3)の海外拠点運営事業は、中国経済の中心である上海市や30年を超える友好提携の交流実績を有する中国・広西壮族自治区において、熊本上海事務所及び熊本広西館を運営し、県内企業の中国での展開の支援等を行うものでございます。

続きまして、資料80ページをお願いいたします。

(4)の中国経済交流促進事業は、熊本上海事務所及び熊本広西館を拠点としながら、巨大市場である中国との経済交流の促進を図るものでございます。

具体的には、中国で開催される商談会への熊本ブースの出展や、中国バイヤーの熊本への招聘による商談会の実施、広西壮族自治区で開催される中国—アセアン博への出展、また、広西の大型百貨店における県産品の販売実証等を行ってまいります。

(5)海外ビジネスチャレンジ研修支援事業でございます。これは新規事業でございます。

県内中小企業者等が行う海外展開を担う若手人材の育成研修を支援するものでございます。往復航空運賃や宿泊費等の海外研修に要する経費の一部を補助することで、県内企業の海外展開を促進するものでございます。

続きまして、項目2、熊本の強みを活かした国際交流等の推進でございます。

(1)の姉妹友好交流事業は、本県と友好提携を行っている中国・広西壮族自治区、米国・モンタナ州、韓国・忠清南道との交流を通じて相互理解を促進するとともに、県民の国際理解や国際感覚の涵養を図るものでございます。

(2)の熊本県海外研修員等受入事業は、途上国の青年やブラジルやペルーなどの本県からの海外移住者の子弟などを留学生や研修生として受け入れ、研修等を通じて、それぞれの母国の発展に貢献させるとともに、本県との交流のかけ橋となる人材を育成するものでございます。

続きまして、資料81ページをお願いいたします。

項目3、多文化共生の地域づくりでございます。

説明欄(1)のJETプログラム推進事業は、国の語学指導等を行う外国青年招致事業により、小中高校等の外国語教育の充実や国際交流を推進するものでございます。

具体的には、県内市町村の取りまとめ役として、JETプログラムで招いた外国青年のオリエンテーションの実施や市町村担当者の会議の開催等を行うものでございます。

続きまして、(3)の留学生交流等拠点設置支援事業は、県内の大学等で構成する大学コンソーシアム熊本が行う留学生の総合的な支援活動に対し、県、熊本市が連携して補助するものでございます。

具体的には、留学生支援のワンストップ窓口となる留学生コーディネーターの配置、フェイスブック等を活用した留学生ネットワークの構築、日本語講座の開設などを行うものでございます。

最後に、項目4、北朝鮮拉致問題啓発事業でございます。

国際的な人権侵害問題である拉致問題の解決に向けて、毎年12月に北朝鮮人権侵害問題啓発週間がございますが、この際に講演会を開催するなど、北朝鮮に拉致された日本人を救う熊本県議会議員の会などと連携して、県民に向けた啓発活動を行ってまいります。

国際課は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○成尾くまもとブランド推進課長 くまもとブランド推進課でございます。

82ページをお願いいたします。

まず1番目、くまもとプロモーション推進事業でございますが、引き続き九州における熊本の拠点性の向上を目指しまして、人気が高まっておりますくまモンを活用いたしましたプロモーションを一元的に展開することで、観光客の誘客を初めといたします交流人口の拡大や県産品の販路拡大につながりますよう、熊本のイメージ向上を図ってまいります。

主な事業といたしましては、(1)くまモンを活用したくまもとのPRといたしまして、①くまもとプロモーションにおきましては、県外に向けまして、観光客の誘客、農林水産物の販路拡大等に資するよう、関係各課と連携を図りながら、熊本のプロモーションを図ってまいります。

また、②の地域の特性に応じたPRでございますが、関西、福岡に加えまして、昨年からは、首都圏におきまして積極的に展開することで、テレビ、雑誌等、マスコミへの露出が高まるなどの効果が出ており、引き続き、

大都市圏におきまして、くまモンを活用した熊本のプロモーション展開を行ってまいりたいと思っております。また、くまモンの人気が高い香港、それから台湾などを中心に、海外においても熊本の認知度向上を図り、県産品の販路拡大や観光客の誘客等に努めてまいりたいと考えております。

次に、(2)くまモン県内プロモーションにおきましては、昨年7月にオープンいたしましたくまモンスクエアが、新たな観光地として定着しつつあり、ことしの3月末には来場者が25万人を超えるなど、非常に県外からも多くのお客様がお見えになっております。中には、海外からのお客様もいらっしゃるということで、今後も県産品の販路拡大等に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、(3)でございますが、くまモンの商標管理でございます。

これは、本年度から新たにくまモンの利用許諾申請の業務を外部に委託することにいたしました。これに伴いまして、事務の効率化と申請者への許諾期間の短縮を図りたいというふうに考えているところでございます。また、県産品の特にアジア市場における販路拡大に向け、くまモンの商標登録等を積極的に今進めているところでございます。

次に、83ページをお願いいたします。

2のプレミアム商品開発支援事業ですが、首都圏で展開しております高品質スーパーが持つノウハウを生かしまして、県内の生産者、それからメーカー等が連携いたしまして、熊本ならではの商品を開発してまいりための補助を行う事業でございます。

次に、3番目の新商品等販路開拓マーケティング支援事業は、農商工連携100選等の商品におきまして、市場から一定の評価を得られた商品について、県外への販路開拓を行う際に補助を行う事業でございます。

次に、4番目でございますが、県産品販路

拡大強化支援事業は、大都市圏におきまして商談会等を開催することにより、県産品の販路拡大について支援してまいりたいと考えております。

次に、84ページをお願いいたします。

球磨焼酎等ブランド確立推進事業につきましては、県産米を活用した地産地消を進めるための取り組みといたしまして、県産米を使用した焼酎のPR事業等により消費拡大を図るため、地元酒造組合に対する補助事業でございます。

最後に、新規でございますが、熊本産業展示場改修事業でございます。

平成10年3月の開場以来、既に15年を経過しておりまして、設備の老朽化、陳腐化等が見られることもありまして、大空港構想の核施設の一つでありますグランメッセ熊本の機能強化を行うことで、国際会議の開催や大型商談会等の受け入れ機能の充実を図るものでございます。

特に、24年度に天井の一部が崩落したこと等を受けまして、事業概要の2に書いてございますように、展示ホール、天井の改修も行ってまいりたいというふうに考えているところです。

ブランド推進課は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○山口ゆたか委員長 この際、しばらく休憩いたします。後方の時計で55分から再開しますので、どうぞ休憩してください。

午後2時45分休憩

午後2時54分開議

○山口ゆたか委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、企業局の総括説明を古里企業局長からお願いします。

○古里企業局長 それでは、企業局が所管し

ます事業の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、組織機構でございます。お手元の資料、組織機構図及び役付職員名簿の19ページをお願いしたいと思います。

本庁は、総務経営課と工務課の2課体制となっております。また、出先機関として、発電総合管理所及び都呂々ダム管理事務所を設けております。職員数は、本庁が38名、これに局長、次長を加えまして40名、出先機関が24名、計64名でございます。

現在、企業局で経営しております事業は、電気事業、工業用水道事業及び有料駐車場事業の3事業でございます。

各事業の経営に当たりましては、第3期経営基本計画に基づき、経営基盤の強化及び効率的な事業運営に努めております。

まず、電気事業でございますが、荒瀬ダム関連の費用負担により、撤去が完了するまでの期間は厳しい経営が続く見込みでございます。

荒瀬ダムにつきましては、本年度はダム本体の右岸みお筋部の撤去を予定しております。

阿蘇車帰風力発電につきましては、運転開始当初から運転制限により売電電力量が低迷しておりましたが、平成23年度から、安全性を保ちながら運転制限の緩和や解除を行ったことから、発電量を増加させることができました。また、平成24年12月から固定価格買い取り制度に移行したことなどによりまして、平成25年度の決算では、運転開始以来初めての黒字を計上できることがほぼ確実な状況となっております。

このほか、市房と緑川の主力4発電所につきましては、老朽化が進んでいることから、今年度から複数年かけまして主な発電設備の更新に取り組むこととしております。なお、更新完了後は、固定価格買い取り制度に移行し、経営基盤の強化を図ることとしておりま

す。

次に、工業用水道事業のうち、有明工業用水道事業につきましては、多量の未利用水に加え、多額の竜門ダム関連経費により厳しい経営が続いております。

そのため、地元の関係市町、関係部局と連携しながら企業誘致に取り組むとともに、工業用水以外の水の需要開拓等にも引き続き取り組んでまいります。

最後に、有料駐車場につきましては、従来より黒字経営を維持しており、今後も、引き続き、利用者サービス向上等により利用台数の増加に努めていきたいと考えております。

詳細につきましては、次長及び工務課長から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

また、報告事項として、荒瀬ダム撤去の状況を説明させていただきます。よろしく願いいたします。

○五嶋企業局次長 資料の85ページをお願いいたします。

企業局の3事業の今年度当初予算の総括表でございます。事業ごとに収益的収支と資本的収支に分けて記載しております。

なお、平成26年度予算より新しい公営企業会計基準が適用されております。今回の当初予算におきましては、補助金等を受けた固定資産の減価償却費の計上方法などの変更によりまして、全体的に予算額が増加しております。

また、工業用水道事業会計において、損益が大幅に減少しておりますが、これも新会計基準により、これまで受けた補助金を順次収益化することになったことによるものでございまして、実際の現金収支が改善するものではありません。

まず、電気事業会計についてですけれども、収益的収支で約1億5,900万円余の損失となっております。水力と風力の発電では黒

字を見込んでおりますが、荒瀬ダム撤去等の経費負担が大きく、資本的収支の差し引きも合わせますと、11億3,000万円余の不足となります。厳しい経営状況でございます。不足分につきましては、内部留保資金等により補填するものでございます。

次に、工業用水道事業会計では、収益的収支で7,000万円余の損失となっております。

これは、有明・八代工業用水道事業において多量の未利用水を抱え収入が伸びない中、支出の面で有明工業用水道事業の竜門ダム関連経費が経営を圧迫しているためでございます。

次に、有料駐車場会計では、安定的経営を続けており、収益的収支で5,000万円余の利益を計上しております。

86ページをお願いいたします。

企業局の経営基本計画でございます。

第3期経営基本計画に基づきまして、経営の基盤強化及び効率的な事業運営を図ることとしております。

また、本計画は、今年度が最終年度となりますので、今年度に次期経営基本計画を作成することとしております。

87ページをお願いいたします。

電気事業でございますが、1の施設等の状況でございます。

水力発電は、球磨川の市房第一以下7つの水力発電所で最大出力5万4,200キロワットの発電を、それから風力発電につきましては、阿蘇市車帰地区で最大出力1,500キロワットの発電を行っております。

次に、2の経営状況でございます。

現在稼働しております7つの水力発電所では利益を計上する見込みではありますが、荒瀬ダム撤去関連の費用負担により、ダム撤去が完了する平成29年度までは厳しい経営が続く見込みでございます。

阿蘇車帰風力発電所につきましては、平成23年度から、メンテナンスの強化を図りなが

ら、運転制限の緩和、解除を実施しましたことから、昨年度の売電電力量は、運転改善の取り組みを開始する前の平成21年度に比べまして約2.2倍となっております。また、平成24年12月から固定価格買い取り制度へ移行したこともあわせ、平成25年度の決算は、現在作業中ではありますが、運転開始以来初めての黒字を計上できるものと見込んでおります。

なお、平成25年4月からは、緑川第三及び菊鹿水力発電所についても、固定価格買い取り制度へ移行し、平成25年度は約6,000万円収入が増加する見込みでございます。

また、市房と緑川の主力4発電所につきましては、今年度から発電設備の更新に取り組むこととしております。完了後は固定価格買い取り制度による売電を予定しており、収益の安定化と経営基盤の強化につながるものと考えております。

88ページをお願いいたします。

3の荒瀬ダム撤去についてでございます。

全国初の取り組みとして、24年度から29年度の6年間でダム本体撤去工事を行うこととしております。

まず、(1)ダム本体等撤去工事についてでございますが、平成26年度の工事予定につきましては、後ほど御報告させていただきます。

次に、(2)の環境モニタリング等についてでございますが、安全や環境に配慮したダム撤去を進めるため、治水面及び環境面の調査を行うとともに、フォローアップ専門委員会において評価検証を進めてまいります。

荒瀬ダム撤去関連工事費は、ダム本体撤去、砂れき泥土除去など、6億7,400万円余を計上しております。

次に、(3)ダム撤去に伴う地域課題でございますが、ダム撤去に伴う地域の課題につきましては、地域対策協議会において協議を重ね、一定の方向づけを行ったところでござ

います。

今年度も、引き続き、地域の課題への対応とともに、撤去工事やモニタリングの状況報告等を行うこととしております。

次の89ページから90ページにかけまして、4番目に、主要発電所の発電設備更新及びFIT適用についてということで記載しておりますが、後ほど工務課長のほうから説明させていただきます。

次に、91ページをお願いいたします。

工業用水道事業でございます。

1の施設等の状況ですけれども、有明、八代、苓北の3つの工業用水道事業を運営しております。

次に、2の経営状況でございます。

事業全体としましては、先ほども申し上げましたとおり、有明、八代の両工業用水道事業において多量の未利用水を抱え、厳しい経営状況でございます。また、両工業用水ともに老朽化が進んでおり、有明では機械設備の更新、八代では導水管の耐震化に取り組んでおります。

なお、どちらの工事も、平成25年度の経済対策による国の補助金の対象となりましたので、平成25年度2月補正予算で計上しており、今年度の当初予算には反映されておられません。

次に、事業ごとの状況でございますが、(2)の有明工業用水道事業につきましては、平成13年度末の竜門ダム完成に伴いまして関係経費が増大し、平成14年度から大幅な赤字になっております。

このため、未利用水対策といたしまして、平成18年度に水道水源の確保を計画していました荒尾、大牟田両市の上水道事業への転用を行うことにより、経常損失は転用前に比しまして約2億円減少しました。

しかし、転用後も日量約2万立米の未利用水を抱え厳しい経営状況が続いているため、経費削減に取り組む一方、さらなる経営改善

に向け、商工観光労働部、地元市町、県企業局で構成いたします有明工水需要開拓推進会議を中心に、連携して誘致活動に取り組んでおります。

さらに、工業用水以外の水を利用している企業の工業用水への転換や未利用水の他用途への転用など、あらゆる可能性を探りながら工業用水の需要拡大に努めております。

(3)の八代工業用水道事業につきまして、未利用水の水道事業への一部転用等により収支均衡がとれるまでの改善が図られておりますが、依然として未利用水を抱えておりますことから、関係部局と連携して給水対象企業の掘り起こしなどに努めているところでございます。

(4)の苓北工業用水道事業につきましては、平成25年度末には建設時の企業債償還が完了しており、経営も安定しております。

次に、92ページをお願いいたします。

有料駐車場事業でございます。

1の施設等の状況のとおり、熊本市中央区安政町の有料駐車場と新屋敷に月極めの第二有料駐車場を経営しております。

2の経営状況でございますが、経営的には安定して毎年度純利益を計上しております。これまで、耐震補強や運転者の視点に配慮した看板等を設置するなど、安心、安全で利用しやすい駐車場になるよう努めております。利用台数は、長らく減少傾向にありましたが、平成24年度から増加に転じ、平成25年度は前年度比1割以上の増加となっております。

また、2月に行われました熊本城マラソンでは、参加者の休憩所として1階の一部を開放し、利用者から好評の声をいただき、報道でも取り上げていただいたところです。

今後も、さらなる利用者増を目指して、駐車場利用者のニーズ把握や地域イベントへの協力など、利用者サービスの向上や認知度向上に努めてまいります。

次に、工務課長から、89ページから90ページの4、主要発電所の発電設備更新及びF I T適用につきまして説明させていただきます。

○福原工務課長 工務課でございます。

説明資料の89ページをお願いします。

説明欄の4、主要発電所の発電設備更新及びF I T適用についてでございます。

事業概要を説明いたします。

企業局では、主力発電所の老朽化や電力自由化への対応が課題となっており、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度、いわゆるF I Tの活用による収益の安定化を前提に老朽設備のリニューアルと出力のアップを行うとともに、経営基盤の強化を図りたいと考えています。

(1)の対象発電所でございます。

今回リニューアルする発電所は、市房第一、第二、緑川第一、第二発電所の4カ所で、それぞれ発電開始以来、53年、43年が経過しており、法定耐用年数22年を大幅に超えております。

(2)の事業内容でございます。

対象発電所の水車発電機、監視制御装置等の主要な設備を全面更新することとしております。また、更新するに当たっては、発電効率の高い設備を導入することにより、最大出力の増加を4発電所で約1,700キロワット見込んでいます。これは、一般家庭約1,200戸分の年間消費電力量を賄える程度出力アップでございます。

次に、(3)の総事業費でございますが、約100億円を見込んでいます。

また、設計を含む全体工期は、平成26年度から32年度の7年間を予定しております。

予算としましては、更新に係る実施設計の費用として、26年と27年の2年債務で6,500万円、今年度分として3,200万円余を計上しております。

なお、現地工事は、市房につきましては、平成30年、31年、緑川につきましては、31年、32年を予定しています。

次に、FIT適用による売電価格と資金収支見込みでございます。

資料の90ページをお願いします。

売電価格は、現在の約3倍の24円になり、年間収入も30億円になる見込みでございます。年間の資金収支見込みは、収入30億円に対し、支出は、維持管理運営費やリニューアル等に用いた企業債の償還金など、合わせて約16億円でございます。収益14億円につきましては、今後の災害や故障等の対応費用、ダム、水道、建物等の老朽化対策費用、ダム湖等の環境対策費用、また、さらなる将来の発電設備の更新費用への備えなど電力の安定供給のための費用となります。

工務課は以上でございます。

○山口ゆたか委員長 次に、労働委員会事務局の説明を白濱労働委員会事務局長からお願いします。

○白濱労働委員会事務局長 労働委員会事務局でございます。

まず初めに、労働委員会の組織機構につきまして御説明いたします。

平成26年度組織機構図の22ページをお願いいたします。

労働委員会は、労使間に紛争が生じ、自主的な話し合いで問題が解決できない場合に、紛争解決を早め、安定した労使関係を築くために、労働組合法に基づきまして設置されました行政委員会でございます。

当委員会は、公益、労働者及び使用者をそれぞれ代表する各5名、計15名の委員で構成されております。

事務局は、事務局長を含めまして9名の職員でありまして、23ページが、当委員会事務局の役付職員名簿及び事務分掌となっております。

ます。

次に、平成26年度当初予算、主要事業及び新規事業の93ページをお願いいたします。

当委員会の当初予算は、委員会費が委員報酬2,680万円余、事務局費が職員給与費7,290万円余、運営費540万円余で構成されておりまして、予算総額は1億520万円余となっております。

次に、主要事業でございますが、94ページをお願いいたします。

労働委員会の業務は、主なものとして3つございます。

第1は、不当労働行為事件の審査業務でございます。

これは、使用者が労働組合活動を阻害するなどの行為を行った場合に、労働組合または労働者個人からの救済申し立てを受けまして審査を行い、必要に応じて救済命令あるいは和解等によりまして解決を図るものでございます。

第2は、労働争議、いわゆる集団的労使紛争の調整業務でございます。

これは、労働組合と使用者との間の紛争が、労使の自主的な話し合いで解決しない場合に、当時者からの申請に基づきまして、あっせんなどを行いまして解決を図るものでございます。

第3は、個別労働関係紛争のあっせん業務でございます。労働者個人と使用者との紛争を解決するためのものでございます。

平成25年度中に取り扱いました事件は、不当労働行為審査事件1件、調整事件2件及び個別労働関係紛争のあっせん17件の計20件となっております。

以上、当委員会の概要でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。なお、課長からの説明は省略させていただきます。

○山口ゆたか委員長 以上で執行部の説明が

終了しましたので、質疑を受けたいと思います。なお、質疑を受けた課は、課名を発言の上、着座のまま説明してください。

それでは、質疑はありませんか。

○鎌田聡委員 済みません。まず、16ページの環境保全課の新幹線の騒音・振動調査業務ということで御説明いただきました。昨年度が10地点で調査されて、7地点で騒音超過だったんですかね。

○川越環境保全課長 環境保全課でございます。

昨年度10地点中7地点といたしますのが、県の単独調査の部分でございます。昨年度は、県のほかに熊本市、八代市、水俣市等も調査しておりまして、県全体でいいますと、27地点調査をしております。

○鎌田聡委員 その結果で超過していたのが何地点なんですかね。

○川越環境保全課長 済みません。今27地点と言いましたが、28地点の間違いです。

昨年度、全体で28地点調査をした結果、7地点で騒音の基準超過がっております。

○鎌田聡委員 その7地点のところの改善策というのは、どうなんですか。鉄道運輸機構はどういうふうに対応されたんでしょうか。

○川越環境保全課長 それぞれにJRだとか鉄道運輸機構に対して防音対策を講じるよう要請を行っております、それに対して対応された工事等がなされております。しかしながら、どうしても現在の技術で騒音対策ができないといえますか、騒音の大きさがそれ以上下らないというところに対しては、個別に対応していると。例えば、住宅に二重サッシをする等の対策をしてあるということ

でございます。

○鎌田聡委員 では、そういった個別の対策を含めて、もう7地点については対策は終わったという理解でいいんですか。

○川越環境保全課長 はい。対策は終わっておりますので、今年度は、その終わったところあたりの確認も含めまして、モニタリング調査をやろうと計画をしております。

○鎌田聡委員 はい、わかりました。今年度のまた調査次第では、できてない部分があれば、またさらにやられていくということだと思いますので、やっぱりJR、新幹線は、かなり、ほとんどが税金でやっているわけで、それで周辺住民の皆さんが大変お困りになっている状況はやっぱり改善していかなくちゃならないと思いますので、ぜひ対応方よろしくお願ひしたいと思います。

それと、もう1点よろしいですか。

○山口ゆたか委員長 はい、どうぞ。

○鎌田聡委員 済みません。今度は消費生活課ですけれども、消費税が4月から上がりまして、いろいろな事業者さんを含めて対応も大変だったと思いますけれども、少し増税での便乗値上げといえますか、そういったものとか、税額表示が少しおかしいとか、そういったトラブルは何か入ってきているんですかね。

○前野消費生活課長 便乗値上げにつきましては、相談が4月以降13件ほど来ております。内容的には、スーパーで販売している食品が値上げの疑いがあるとか、弁当、お菓子、個々の商品が値上げしている、3月まで300円台だった商品が400円台以上になっているというような特定の店の特定の商品に対す

る苦情、相談等でございます。

対応といたしましては、消費者庁で便乗値上げ相談を全国的に受け付けている窓口を設置しておりますので、そちらのほうを紹介しております。消費者庁のほうは、関係する商品ごとに関係省庁に情報提供するというふうに伺っております。

以上でございます。

○鎌田聡委員 そういう対応をされて、まだ、改善がされたとかそういう状況は報告されてないんですね。

○前野消費生活課長 消費生活課でございます。

基本的に、個別の商品の価格設定につきましては、事業者のほうの裁量でございまして、それが本当に便乗値上げなのかという判断が我々のほうではつきかねます。

例えば、オイルショック、大分昔になりますけれども、そのときに一斉にトイレトペーパーが物すごく値上げしたとか、そういう生活関連商品が価格高騰し、県民の生活に著しい影響があると、そういう場合は調査をして価格の引き下げを勧告というのが条例上定められておりますが、まだそこまでの状況ではないのかなというふうに判断しております。

以上でございます。

○鎌田聡委員 じゃあ、13件という件数ですけども、同じところで複数何か声が上がったとかいう例じゃないんですね。個別にそれぞれ違う例なんですかね。

○前野消費生活課長 個別ばらばらな商店だったと思います。

以上です。

○鎌田聡委員 はい、わかりました。

○山口ゆたか委員長 ほかに質疑はありますか。

○城下広作委員 済みません。広く浅くという形で、ぱんぱんぱんと何個か確認させてもらいたいと思います。

まず、15ページの環境放射能水準調査事業。

何かニュースでは、近々北朝鮮が核実験をするかもしれぬというようなニュースもちんちんと聞くものですから、もし実施された場合には、これはいわゆる降下物の調査ということで、体制というのは、これはどうなのかということを確認したいと思います。

それと、26ページ。

海岸の漂着物の事業が余っていると。だから、今年度また上増しで使うということですが、けれども、漂着物は、かなり県下の海、そんなにきれいとは思わないから、たくさんどこでも漂着物はあると思うんだけど、余っているということがよく理解できない。それと、今年度で終わるとのことだから、全部使い切ってきたにしろもらいたいと思うけれども、そういうめどはどうかという部分ですね。

それと、次は、72ページの県南のフードバレー構想の部分で、食品管理の企業誘致を積極的に行うというけれども、今現在で企業の名前は言えないでしょうけれども、めどが立っているのか。どういう関係が——県南フードバレー、力を入れてますので、企業誘致は大事なことですけれども、めどができていのかということを確認したいと思います。

それと、次は、74ページのようにこそくまもと観光立県推進ですけれども、熊本の戦略の大事なもので、食、温泉、水とあるけれども、この水という位置づけは、どういう売り込みをしようと考えているのか。熊本は地下

水で賄っているから、これを優位性として訴えるのか。県下に湧水池がたくさんある、これが素晴らしいからというふうな位置づけなのか。水の売り方、位置づけ。この3本柱、食は、和食ブーム、和食は世界遺産ですから。温泉も、これはいいでしょう。ただ、水というのは、よその県にもどこにでもあるけれども、際立って熊本で水が何をという形で極端に言うのかということを確認したいと思います。

それと、80ページ。

今まで、中国と特に経済交流はたくさんやってきました。我々も、広西壮族によく行ったりとか、上海でもいろいろとイベントをやりました。一部では成功している企業もあるんですけど、大体ここで交流した企業が、また、いろいろ商談をやった企業が、現実には商業ベースになってきたのか。または、今後やるけれどもなり得るといような形の保証があるのか。

この辺のことの過去の現状と今後の見通し、なかなか、経済的といいますか、国交は非常に仲が悪いものだから、この辺の中で、民民でよくなるのか、ならぬのか。言葉には、ばんばんこれは書いてあるけれども、実際に実績として本当に上がっているのかと。この辺をちょっと確認したいと思います。

○山口ゆたか委員長 順次答えます。まずは、川越環境保全課長から。

○川越環境保全課長 環境保全課でございます。

北朝鮮が核実験等を行った場合というような御質問でございますが、現在、県内には、放射能の測定器といたしまして、モニタリングポストを6基、荒尾、県庁、宇土、八代、水俣、天草の6カ所に放射能の測定器を備えてつけております。それ以外に、サーベイメーターと申しまして、ハンディーではかる機械

でございますが、これが県内に9台あるというようなことで、もしそういう核実験等が起きた場合には、モニタリング調査のほうを強化して行いたいと思っております。

先ほども報告の中で申し上げましたように、昨年2月に、北朝鮮の核実験の直後においても、そのときは測定結果は平常時と同等の範囲で推移していたというような結果でございます。この辺はしっかりとやっていきたいと思っております。

○坂本廃棄物対策課長 海岸漂着物についてのお尋ねでございますけれども、昨年度海づくりの全国大会とかいろんなものがございまして、そちらの経費等で少しいろんな形の海岸漂着物の撤去を行ったりとか、そういうものもやっていることもあります。それと、災害等で大きな災害が少なかったということで、流木等じゃなくて小さなごみが散乱しているというような状況がございます。

先生御指摘のとおり、昨年の委員会でも、委員のほうから同等の御発言をいただいております。それで、今回残りました8,000万については、漁連並びに県民のNPO団体並びに関係市町村とかと連携しまして、海岸部は一斉に海岸漂着物の清掃等に取り組んでまいりたいと思っております。今関係団体と調整中でございますので、適切に運用してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○寺野企業立地課長 県南フードバレー関係ですけれども、フードバレー構想ができて、実績としまして、平成21年度、ニッコーさん、食品関係が1件、八代、昨年度、大阪のアクアピアさん、これは、ロックアイスですけれども、が芦北に進出していただいております。

今年度の見込みですけれども、既に食品関係で県内に進出希望で、県南を今後検討され

ている企業がございすが、それが確たるものかという、まだでございすので、引き続き誘致に向けてしっかりやっていきたいと思ひます。

以上です。

○中川観光課長 観光課でございす。

水をどういふふうにかうていくかというこゝでございすけれども、熊本の水は、委員も御承知のように、日本の名水百選の中で4カ所選ばれておひす。これは富山と並んで全国1位でございす。そういう美しいおひしい水、名水という切り口で、熊本の自然環境の豊かさという、そういうイメージづくりをしたいと、そういう切り口で売っていきたく思ひておひす。具体に、これから名水のイメージをどのようにブランド力をつけていけるかというのは、また工夫をしていきたく思ひておひす。

以上でございす。

○磯田国際課長 国際課でございす。

先生おっしゃるように、中国のビジネスは、政治状況等によって影響を受けながら難しい面とかもあるわけなんです、基本的には13億という巨大な市場でございすので、その市場というものをやはり見据えると、県内企業の方々もまだ関心を強く持っておられると思ひます。

県では、上海に置いておひす県と市と大学でつくっておひす上海事務所、それから30年の歴史がある広西を中心として県内企業の応援をしておひす、上海におきましては、昨年度、県内企業の方から76件の御相談とかを受けておひす、また、イベントに参加したり等々で熊本のPRをしてきておひす、こちらの場には、物産関係だけじゃなくて、いわゆる金へんの製造業の方々の御相談とかも受けてつないでいておひす。一個一個つないでおひすので、すぐ成果が

出るという形ではないですが、アポイントも同行したり、そういう形での活動をさせていておひす。

また、広西においては、中心としては物産関係を売り込んでいくというのが中心になっておひす。広西のほうも非常に経済的には発展してきておひす、人口も5,000万以上おる省でございすので、そこに——しかも、熊本というものは、非常に広西の中では大変知られておひすので、それをキーワードにしてやっておひす、お酒のメーカーの方とか、水素の水を売る方など、小さな形ではございすけれども、成功事例もございすので、一つ一つ成功事例を積み重ねる形で県内企業の経済促進に努めていきたく思ひておひす。

○城下広作委員 了解しました。

○山口ゆたか委員長 ほかに質疑はありませんか。

○佐藤雅司委員 私は、高病原性鳥インフルエンザ、本当に皆さん方お疲れでございしました。でしたじゃなくて、これからも、まだまだ21日間のあれがありますから、まさにここに書いてありますように、油断をせずに見張っていかなければならぬというふうにかうておひすが、阿蘇も畜産地帯でございすから、非常に関心が高いと。これまでに、口蹄疫のこととか、それから大分県から来た鳥インフルエンザ等の事例もありますから、私どもも非常に緊張感が走ったというのが事実でございす。

したがって、現地には行けませんので、いろいろな情報を静かに見守ってきたわけですが、阿蘇振興局だけでも46名、全体で2,000人ほどの皆さん方が出動されて、まず第1次行動隊としてやっていただいたということでありまして、本当に御苦勞をかけたなという

ふうに思っておりますが、家畜保健所じゃなくて保健所長まで出たということを私も確認しておりますが、やっぱり日ごろ余り体力がない皆さん方もおられると思いますが、その方々も出たということで、あれを全部着ると物すごい暑いそうですね。体力を奪われるということで、私も一回着てみたいなというふうに思って、どれだけとられるか、あれしてみたいと思いますけれども。

聞くところによると、まだまだいろんないわゆる言動、いろんな言葉、風評被害、影響を及ぼしたとか、例えば水の話だとか、飲み水を煮沸せないかぬとか、そういう話が一部の人から出て、細かい話がやっぱり相当出てきておるようでございます。特に、建設産業とかいろんなところが、かなり県からの指示がおくれたみたいな話も一部あって、おくれたかどうかはわからないわけですが、そんな話まで聞こえてきております。

経験によって、かなり初動体制が早かったということで、おおむね、まさにおおむね県の対応はよかったんじゃないかというところまで来ておりますが、これから、もちろん21日間のあれもあるわけですが、検証をどういった形で、どういうふうな動き方をすれば、もっともっと初動体制——あるいは、関係団体、それから市町村、こういったところ、関係団体は消防や警察も含むわけですが、動いていくかということ、さらに検証しながら、いわゆる末端に、県だけではなくて、そういう団体に至るまで、こういう言葉とか、あるいは、こういう動き方をすればまずいよという話をしていかなきゃならぬというふうに思っておりますが、そういった検証をいつどこでやられる予定があるのかどうかをちょっとお尋ねしたいなと思っております。

○谷崎環境生活部長 直接的には農林部のほうで対応されておりました、私どもとしても側面支援という形で職員も対応してまいりま

したが、私どものほうが全庁的な話し合いの中でもらっている資料の中でお答えさせていただきますと、今回、初動防疫について、つまり殺処分とか埋却処分とか、それから鶏舎の消毒である、そういったものにつきまして、これまでマニュアルに基づいてやってまいったんですが、今回参加した職員あたりの聞き取り、それからいろんな関係機関の御協力もいただきましたので、その関係機関からの聞き取り、そういったものを聞きながら課題の洗い出しをしていって、これまで県でつくっております防疫対策マニュアル、この見直しを図りたいということで農林部のほうからも伺っておりますので、我々としても、全職員、これについてはウイルスの封じ込めという方向に向かって努力してまいりましたので、それに対して、先ほど言いましたように、いろんな意見を添えながら、さらにマニュアルのブラッシュアップを図っていきたいと思っております。

○重村栄委員 幾つかあるんですけども、もうくたびれていますので、ちょっと2つだけ。

公共関与の仕事が今進んでいまして、かなり南関でできてきています。これが平成27年の秋だったですかね、供用開始が。たしかそうだったと思いますけれども。それはそれで一応いつから使えるかというめどはできてきたと。ただ、一方で、菊池にある九州産廃、これが27年の5月ぐらいで終わるんですよ、持ち込みが。そうすると、半年ばかりブランクができるんですよ。これはどうするんですか。

○坂本廃棄物対策課長 先生御指摘のように、公共関与のほうは27年の秋ぐらいにオープンする予定でございます。九州産廃については、今環境保全協定に基づきますと、27年の3月末をもって一応業として受け入れがで

きなくなるという形にはなるかと思えます。ただ、まだ穴が全部埋まっている状況ではございませんので、そこで燃やしたといいますか、焼却炉がございまして、その焼却炉で燃やして灰が出ますから、そういうものは入れていくと。何らかの中間処理をしたものについては、入れるという形のものもあるかなというふうに思えます。

それと、九州産廃だけではなくて、北部町のほうにオー・エスというもう一つ施設がございまして、そちらのほうと上手に話し合いながら今後進めていかなければならないんだらうというふうに今考えているところで

○重村栄委員 多分今おっしゃったような状況なんですよ。ただ、九州産廃さんは切るので、焼却した要するに焼却灰は入れることができる。じゃあそのほかのほうはどうかという、確約がないという状況ですね。北部のやつもそうですよね。まだ確約がとれてない状況なんですよ。一方では、もう日にちは決まっているんですよ。ここはやっぱり早くめどをつけてやらないと、近づけば近づくほど大変なことになるんじゃないかなというふうなちょっと心配があつて、大変なことだと思ふんですけども、これは相手も民間ですからきちんとしてやらないと困る面もあるでしょうし、県としても、公共関与をやるというきちんとしている以上は、そこら辺は責任持ってやつかないといけないことかなというふうに思えますので、早目にきちんとしたものを出して、ここまではこうできますよということをしなないと、下手したら持つていきようがないという状況が起きないとも限らないんですよ。これが一番まずいので、これがないようにだけはきちんと早目に対応しておいてください。よろしくお願ひします。

○坂本廃棄物対策課長 先生の御指摘は、十

分私どもも課題として認識をさせていただいております。2つの最終処分場を持っているところだけではなくて、中間処理を持っているところとか産廃事業者の方々等の御意見もいろいろお伺いしながら、全体の中でまとめていく必要があるかというふうに思っていますので、その辺は産廃協会のほうとも十分話し合いをしながら、きちんとした対応策を検討してまいりたいというふうに思っております。

○重村栄委員 多分一番心配してあるのは産廃協会の方々かなというふうに感じておりますので、個別のお話を聞くと、非常に産廃関係の方は心配されていますので、やはり県が少し先取りしながら方向性をきちんとして決めてやってください。ぜひよろしくお願ひします。

もう1つよろしいですか。

○山口ゆたか委員長 はい、どうぞ。

○重村栄委員 もう1つ、これ32ページにグローバルジュニアドリーム事業というのがあるんですが、ちょっと変な話ですけれども、これは高校生とか小中学生を台湾にやろうという事業ですよ。これ教育委員会じゃなくて、何でこの経済分野なのかなと。経済分野でこれを取り上げてやられるのかな、これは教育分野のほうが適切じゃないのかなと、ちょっとそんな感じたものですから、その辺の意図は、何か経済分野である意図があるのかなと思つて、ちょっとお聞きしたいと思ひます。

○開田くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

本事業は、今年度新規で始まったものではございますけれども、昭和54年、国際児童年に合わせまして、熊本県少年の船事業、これが行われておりますが、こういったものを発

展的に解消して今の事業になっております。なおかつ、平成25年の9月に、県と高雄市、それから熊本市のほうで国際交流促進覚書書が締結されておりまして、その中の観光教育における総合交流の促進という施策の一環として一部当課のほうで行うものでございます。

以上でございます。

○重村栄委員 観光交流の促進……（「はい」と呼ぶ者あり）その観光が入っているから、それは経済分野がやるということですか。

○谷崎環境生活部長 補足させていただきますと、くらしの安全推進課のほうでは青少年問題を取り扱ってまして、それで、これまで、今課長が説明しましたように、県内を中心に青少年の育成という観点から交流事業をやってまいりました。

今回、今話をしておりますように、台湾・高雄との交流促進が行われる中で、さっきお話がありましたように、観光と教育という観点、その教育の観点から青少年の育成ということに着目しまして、子供たちをよりグローバルな視点からの育成が図れる視点で派遣をして、今回のような交流でもって、未来の熊本を担う子供たちの育成の場として活用できるのではないかとということで企画させていただいております。

○重村栄委員 こういう事業をやられることは非常に賛成なんです、別に反対しているわけじゃなくて。特に、台湾というのは、子供たちにぜひ一度見とっていただきたいという場所だと私は認識していますし、非常に喜ばしいことだと思っていますので、こういう事業はできるだけ多くやっていただきたいと思うんですね。できるだけ多くの方に行っていただきたいというふうに思っています。

ただ、確かに観光だとかいろんな面で経済分野での効果も大きいとは思いますが、私は、どっちかという、やはりこれは教育分野の問題かなというちょっと認識があつてまして、本来なら教育分野ですべき事柄じゃないのかなというふうにちょっと感じたものですから今質問させていただいたんです。

やられるのはどっちでやられても構わないので、予算がつけやすいほうでやられて構わないんですが、ただ、この教育分野という部分をしっかり意識をしていただいて、教育委員会のほうともしっかり連携をとっていただいて、そちらのほうの効果も上がるようにいろんなプログラムを考えていただきたいというふうにお願いします。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。

○西岡勝成委員 先ほど、真崎商工観光労働部長から、県内の景気動向、日銀の支店のことも含めてお話いただきましたけれども、いろいろな先端技術産業なり、自動車産業なり、サービス産業なり、観光産業なり、建設、食品、いろいろな分野があるんですけども、そういう中で、なべて言われて、雇用の面においても大体堅調に推移をしているという話でございますけれども、やっぱりまだ今消費税の導入もありますし、まばらな部分がたくさんあると思うんですけれども、少々細かくは分析はされてませんか。地域性も含めて、例えば観光地はちょっといいとか、そういう食品関係はいいとかというようなことで、地域性も含めて何かありましたら。

○真崎商工観光労働部長 先ほど概要のところでお話ししたのは、県内全般を捉えてのお話で、委員御質問のように、業種ごとに見ますと、例えば私が申し上げたのは、半導体とか自動車とか製造業、それから非製造業、い

いわゆる工業とかそういった面では非常によくなってきた。

ただ、例えば熊本で、特に雇用の面なんかで見ますと、福祉とか、介護とか、そういった面で非常に需要があるんですけども、そちらに対してはなかなか人がいないという。それから、九州北部の水害の後の影響、それから、これから東京オリンピック、パラリンピックが東京で行われる、あるいは東北の大震災の後始末といいますか、復興に人がとられておりまして、建設分野でも人が足りないという。雇用の需給という面を見ましても、やっぱり業種ごとにいろいろばらつきはあるように思っております。それから、地域性もちろんこれはありまして、やはりこれはもうここ数十年といいますか、続いております。

現在は、先ほど申し上げましたけれども、半導体とか、そういう先端分野の業況観がよくなってきたことも影響して、熊本、菊池、いわゆる北部を中心に、1.0倍を超える有効求人倍率を示している地域があるかと思えば、球磨、それから県南のほうですね、どちらかといえば、非常に低い地域もあるというふうなことで、南北格差というのも地域性としてはあります。また、0.96倍というのは、ここ数カ月、九州ではナンバーワン、トータルで言ってもナンバーワンで、0.97、0.98という月もありましたけれども、中身を見ますと、非正規労働が、やはり4割近くあるとか、こういった状況にあるのも事実でございます。

今回の新規といいますか緊急雇用の新しいメニューで、人材の育成とか、それから雇用の中身、雇用環境をよくするようなメニューの事業も盛り込んでおりますので、これから我々は、表の全体の数字だけではなくて、中身に向けても、中身をよく見て、弱いところといいますか、そういったところに目を向けて、いわゆる手当てをしていく必要があると

いう認識は持っております。

○西岡勝成委員 それぞれ今から分析をしていただいて、地域性、産業別、いろいろな、要するに日の当たらないところの産業、地域に、ぜひいろいろな施策の手当てをしてほしいと思いますし、特にアベノミクス、やっぱり成長戦略をどうつくっていくかが今からの大きな課題ですよね。それぞれの地域の中で特性を生かしながらやっていく。

実は、きのうも質問でも言いましたけれども、天草の要するに魚類養殖のフィレ加工場からできる残渣を、私自身も水俣に持っていきまして、15キロ、これはもうブリの肝臓部分ですよ。もうどぎどぎした部分、産業廃棄物の課長も来ていただいて、それから油を出す試験の機械ができておりまして、15キロのブリの肝臓から油が2.6キロぐらい出るんですね。それを出すには6リッターの燃油が要るんですね。その魚油が高く売れないことにはペイしないんですね。ただ、鹿児島とか長崎には、原料を持ち込んで、そのままただで持って行くんですね、業者が。だから、何かに付加価値をつけているわけですよ。

この前、2～3日前ですかね、御所浦の養殖業者がマグロの油からDHAを取り出し、養殖のタイのうろこからコラーゲンをとってサプリメントをつくっているというような記事も載ってございましたけれども、やはり今1次産業が非常に厳しい中で、そういう新しい時代に向けての科学的な光を当てることによって、また次の戦略が出てくる。

特に、フードバレー構想も期待されておりますけれども、そういう県南地域が、非常に状況的には1次産業が多くて難しい状況にある中で、ぜひ産業支援課の課長さんにもお願いをしたいんですが、きのうサンプルを持ってまいりました。執行部に預けてありますので、ぜひ、例えばDHAとかEPAとか、その油の中に入っておれば、それはいいことだ

し、また3つに分かれて出てくるんですね。油と、そしてラーメンのだしみたいな感じの水にまざったやつと、それと灰ですよ。燃やした要するにかすみたいなやつ、3つに出てくるんですけども、それぞれやっぱり肥料になったり、栄養塩になったり、そういう部分もあるので、ぜひそういう分析をしていただいて、1次産業がもうちょっと付加価値をつけるような産業になっていけば非常にありがたいと思いますので、そういう戦略をいろんな角度から見据えて、ぜひ熊本全体が盛り上がっていくような体制をしてほしいと思います。

それに関連して、金融政策も、要するに保証料と——今、銀行は保証協会つきじゃないとなかなか出さないですよ。保証料を出さないかぬ、担保を出さないかぬ、保証人は出さないかぬ。非常に中小企業の経営者は厳しいです、ある意味。

だから、保証料を取るなら、担保とか、保証人とか、少々——企業の内容にももちろんよると思いますけれども、助成をしてやるとか、何とか保証料を下げるとか、方法をとらないと、もういつまでたっても中小企業は浮かび上がらないというような感じもします。その辺からの支援もぜひお願いをいたしておきたいと思います。

もう1つ、先ほどは水の問題がありました。観光戦略で、食、温泉、水と。

私は、水の保全の面から、熊本は本当に地下水を含めて水が豊富なところで恵まれている。おいしいし、これを守らないかぬと思うんですね。水位もかなり下がっておるし、硝酸化の問題もありますけれども、やっぱり観光客が来たときに、熊本の水は日本一です、だから大事にしましょうぐらいのステッカーぐらいくまモンに乗せて、水道の蛇口とか、あの辺にちょっと嫌みなくつけとったら大分違うと思うんですよ。宣伝にもなるし、ぜひ、やっぱり水を大事にすると。

多分熊本県の県民の平均の水使用量はかなり多いでしょう。多いんですよ。これは恵まれているから多いんですよ。だから、地下水の水位も下がっている現状から考えると、やっぱり県民そのものが水を大切に、そしてまた観光客、来ていただいた人たちも、そういう、日本一だからこそ水を大切にしようという認識を持ってもらうために、ぜひその辺のくまモンのシールぐらい考えて、嫌味のないようにしていただいて、これは要望ですけれども、よろしく願いをいたしたいと思います。

○山口ゆたか委員長 はい、承ります。

ほかに質疑はありませんか。

○重村栄委員 済みません、時間が若干ありそうなので。

けさ、私はシンガポールから帰ってきたんですけども、佐藤先生も一緒だったんですけども、ちょっと自民党の3期生でシンガポール、インドネシアへ視察に行ってきたんですよ。ハラールの件もあるし、それから労働者、看護師さんたちの派遣の件もあるし、それからコンテンツを使った映像を使った観光客誘客、そういった取り組みの話とか、そういったものを視察、研修に行ってきたんですけども、その話とは直接関係ない——ただ、その中で、私がたまたま5～6年前にジャカルタに行ったときに、これはプライベートで行ったんですけども、両替していたお金を全く使わないで持ってたんですよ。ちょうどそのとき1万円両替したのが143万ルピアぐらいあったんですね。今は1万円で100万ルピアなんです。4割違うんですよ。5～6年前と比べて4割違うんですね。それを私は何か得した感じだったんですが、今考えると、ここの資料の中にも、上海だとか、広西だとか、シンガポールとか、県の職員の方、派遣されるなり駐在されるなりして

活躍をされてますけれども、逆にその人たちのことを思うと、今の円安が非常に生活を圧迫しているんじゃないかなと、あるいは行動費を圧迫しているんじゃないかと。ちょうど今円安になってとまっていますけれども、多分規定はそんなに変わっていないと思うんですよ、県が出す規定は。対応していないんじゃないかなと。ということは、多分何年か前から見れば、その方々の活動は、どうしてもトータルの金額から圧縮されていっているんじゃないかなと。活動に制約がかかってきているのではないかなということをやっと逆に感じたんですね。

きょうも、これからもこういった海外戦略をじゃんじゃん進めなくちゃいけないと、そういうお話が出てはおりますけれども、そうであれば、こういう円安とかあったときにも対応できるようにしとかなないと、急激な円安があったときに本当に大変だろうなという気がしますし、インドネシアあたりも、ここ2年ぐらいで人件費が3割ぐらい上がっているんですね。それから、シンガポールあたりも家賃がじゃんじゃん上がってきているんですよ。物価もかなり上がってきているみたいです。

だから、そういった海外に駐在する、あるいは海外にいて仕事をしてもらうためには一出張で1週間だったらいいですよ。1年も2年もいるとなると、やはり経済の動向に応じた活動費をやっておかないと、行く人も大変だと思うし、活動もどうしても制約されてくると思うので、その辺は、いろんな形で、ちょっとこれは真崎部長がわかったというわけにはいかぬでしょうけれども、そこら辺のことを少し考慮してもらったほうがいいんじゃないかなと感じたものですから、ちょっと老婆心ながら申し上げておきたいと思えます。

○真崎商工観光労働部長 大変ありがたいと

いいですか、おっしゃるとおりで、実は、そうですね、個人の活動費もちろんそうでしょうけれども、例えば家賃とか我々が想定したよりも高く、日本円で換算すると高騰しています。それについては、もうどうしても必要経費なものですから、財政当局と話して、その分のアップの交渉等をやっていますけれども、我々も全く同じことを考えておりますので、その辺については私がどうしますとはちょっと言えませんけれども、そういった事情というのは財政当局も感覚的にはわかってくれていると思いますので、今後十分な——せっかく先方に居を構えて1年、2年と置ける職員ですので、初期の目的を十全にいわゆる果たせるだけの活動費あたりの手当てはどうしても必要だというふうなことで考えております。そういったことでやっていきますので、ぜひぜひ応援団としてよろしく願い申し上げます。

○重村栄委員 あわせて、もう1つ。

関連してですけれども、向こうの方とお話をいろいろさせていただいて、その中で、今回だけじゃないんですけれども、台湾でもそうだったんですけれども、やはり名刺を持って行って、はいわかりましたという話にならないんですね。もう名刺は持たないで、やあやあと言って会わないと話が進まない。

要するに、人と人のつながりが最後にもう決め手になるので、そうなってくると結局、例えば、1年でローテーションですよとか、2年でローテーションですよじゃ、もう話が本当のところまで行かないというのがやっぱり現実みたいですので、そういった派遣の期間、あるいはそのローテーション、そこもしっかりと見据えてやっていかないと、そのときだけこの人がいるからいいやというわけにはいかないのかなと。

やっぱりいろいろしていただいた中でも、そういうのをひしひしと感じますし、たまた

ま今回板東さんにいろいろついていただいていたんですけれども、やはり顔がつながっているから話ができると、ここまで話してあげるよというのが全部出てくるんですね。

そういった意味では、もう本当に人のつながりが決め手になるのかなと思いますので、重々おわかりだと思いますけれども、県の場合ですから異動とかいろいろあるから難しいんでしょうけれども、でもやっぱりそこはしていないと、切れたら終わりという可能性があるので、そこら辺も含めてよろしくお願ひしたいと思います。

○佐藤雅司委員 37ページ、人権同和政策課。

本当に御苦労さんでございます。新規で3番にスポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動事業ということで新規で出てきておりますが、ここにヴォルターズと出てきておりますので、何かなというふうに思ったので。私も武道スポーツ議連の事務局長をしておりますので、ちょっとお尋ねをしておきたいということですが。

○中富人権同和政策課長 熊本ヴォルターズ、熊本県に一昨年発足しましたプロバスケットボールチームでございます。NBLに所属しまして、西地区6チーム、東地区6チームでございます。正直言って、今のところ、まだまだ若いチームで負け込んでまして、西地区6位という状況でございます。

一方で、例えばロアッソ熊本と連携したらどうかというような御意見も途中ではあったんですけれども、ロアッソのほうは、現在、熊本市を中心として、県と国、連携して人権啓発のイベントをやっております。それに比べまして、ヴォルターズのほうは、熊本市内だけじゃなくて、ホームゲームを宇土市とか八代市、益城町等々でもやっております、

県下への広がりもあるということも考えました。

また、若いチームがこれから県内に浸透していく、少しずつ強くなっていく、それとともに人権啓発の輪を広げていきたいと、そういう願ひを込めて、また、ヴォルターズへの支援という気持ちも含めて、一緒に連携していこうということで考えているところでございます。

○佐藤雅司委員 私も、連勝に次ぐ連勝ならいいんですけれども、連敗に次ぐ連敗ということで、今最下位じゃないかなと思っておりますが、まあ、かえってそういうふうな、逆に強いただけじゃなくて、有名だけじゃなくて、弱い人たちを——弱いというか、余り今きらきらしてないところをターゲットにした、それを素材として使うというのは、ある意味いいのかなとは思いますが、何でもかという疑問というのは、余り勝ってもいないのにという感じが県民の皆さんの中にあるのだろーと思ひます。

ですから、やっぱり何というか理由をはっきりしないといかぬのかなという感じがしておりますので、ぜひ、そういうところは、皆さんのほうから、しっかりと説明というか、いわゆる人権団体はたくさんありますので、そういった方々にも御理解をいただくというのは、もう既に作業としてやっておられるのかなというふうに思ひますが、ぜひ説明責任を果たしてもらいたい、それだけの話です。

以上です。

○中富人権同和政策課長 人権啓発を進める上で、どうしても人権問題はかた苦しいとか難しいというようなイメージがございます。もちろん深刻な人権問題にはきちんと答えていく必要がございますけれども、一方で、お互いを尊重し合う風潮づくり、この中で人権

を身近に感じてほしいという気持ちもござい
ます。

また、一方では、比較的年配の方はそうい
う気持ちを持ってらっしゃいますけれども、
若い人に対する浸透がいま一つというのがご
ざいまして、例えば、あるうちのほうの人権
問題講演会のお客さんの大体7割ぐらいが50
歳以上という状況もございまして。

ですから、ぜひ若い人に人権というキーワ
ードを感じていただきたい、そういう機会を
つくりたいということで、関心を持っていた
だいて、お互いを尊重し合うというふうな風
潮をつくっていききたい。その意味で、スポー
ツという明るく元気なイメージと結びつけな
がら啓発をやりたいという気持ちでございま
す。

委員が御指摘のとおり、わかっていただけ
ることは大事ですから、わかっていただけ
ような啓発のあり方を一生懸命頑張ってまい
ります。

○山口ゆたか委員長 ほかに質疑はありませ
んか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 なければ、これで質疑
を終了します。

次に、その他の報告に入ります。

報告の申し出が、環境生活部から3件、商
工観光労働部から1件、企業局から1件あっ
ております。それぞれ担当課長から説明を受
けた後に、一括して質疑を受けたいと思いま
す。

それでは、報告1について、環境生活部水
俣病審査課と水俣病保健課から説明をお願い
します。

○中山水俣病審査課長 水俣病審査課です。

お手元の資料、経済環境常任委員会報告事
項のうち、環境生活部の冊子1ページからお
願います。水俣病対策の状況について、少

々お時間をいただいて説明させていただきます
す。

1ページ、1の水俣病対策の主な経緯につ
いてですが、昨年4月16日の最高裁判決以降
の経緯を掲げております。以下、日付ごとの
逐一の説明は省略し、ポイントのみ御説明さ
せていただきます。

この最高裁判決では、水俣病かどうかを判
断するに際しては、総合的に検討することが
重要であるとの指摘がなされました。そこ
で、県としては、総合的検討とはいかなるも
のであるのか、その具体化を環境省に求めた
ところでした。

その結果、資料の2ページをお願いいたし
ます。

2ページの上から4段目になりますが、本
年の3月7日に、環境省から総合的検討につ
いての通知が発出されました。

このような最高裁判決後の一連の動きの中
で、大変恐縮ですが、資料の1ページに戻っ
ていただけますでしょうか。

下から2段目、昨年の10月25日です。水俣
病認定申請棄却処分に係る行政不服審査請求
事件について、国の不服審査会から、認定相
当として、県知事の棄却処分を取り消す裁決
が出されました。そして、この裁決には、従
前の裁決を変更するという記述があり、水俣
病の判断に乖離して、これまでの考え方を更
改するというものでした。

これに対して、環境省は、今回の裁決は個
別事案である参考事例であると。言うなれば
これまでと変わらないとも言える考え方を示
したことから、不服審査会と環境省という同
じ国において2つの考え方が生じる結果とな
りました。このことから、県としては、この
まま認定審査業務を継続することは困難であ
ると判断したところでした。

そのため——資料の2ページの1行目をお
願います。県として、環境省に要求を行う
こととしました。すなわち、今後は国の臨時

水俣病認定審査会、いわゆる臨水審で審査を行うよう、その設置と開催を求めたところです。

その結果、資料の3段目ですが、本年2月19日、北川環境副大臣が来熊され、知事と会談、県の要望に対する回答として、臨水審を開催するというお答えをいただきました。

関連して、資料の3ページをお願いします。

2の最近の国・県の動きについてです。

3月7日に環境省が総合的検討の具体化に係る通知を発出したことを受けて、環境省に対して、今後は、国の臨水審での審査の中で具体化通知を踏まえた実績を積み重ねていただくよう求めております。そして、環境省は、現在、臨水審の設置、開催に向けて準備を進めております。

資料には記載していませんが、臨水審につきましては、来る4月26日に、環境省において、今回の設置後第1回目となる会合が開かれることになっております。

次に、資料の3ページの3、認定業務の状況についてですが、(3)のところをお願いします。

県の認定審査会の開催についてですが、平成25年度は、最高裁判決を受けた総合的検討の具体化をめぐる動き、あるいは臨水審での審査を求めるといった状況から、開催されておられません。

今後の県の認定審査会の開催については、国の状況を見きわめながら判断したいと思っております。

次の4、水俣病に関する裁判の状況についてですが、裁判の経過につきましても、1ページからの経緯に記載はしておりますが、詳しくは資料の5ページに一覧で示しておりますので、こちらをごらんいただきたいと思えます。

現在、4件の訴訟が提起されております。

まず、表の一番左の水俣病被害者互助会に

よる国家賠償等請求訴訟についてです。

平成19年から、原告8名による国、県、チッソを相手取った損害賠償を求める裁判が続いております。

下の経過の欄にありますように、去る3月31日に熊本地裁の判決があり、原告のうち3人について一部請求を認め、5人については請求が棄却されております。

判決の詳細につきましては、資料の6ページに記載しておりますので、そちらをお開きください。

1の訴訟の概要と2の判決の概要につきましては、省かせていただき、3の県の対応のところをごらんいただきたいと思えます。

県としては、今回の判決について、さまざまな視点から検討した結果、汚染の期間、発症までの期間、除斥期間などについて、過去の最高裁判決と異なるところがあり、上級審の判断を仰がざるを得ないと考え、4月8日に、専決処分の上、控訴をいたしました。

控訴を行うに際しては、議会の議決をいただくことになっておりますが、地方自治法179条の規定により、知事の専決処分とさせていただきます。本件につきましては、6月県議会で御承認いただきたくよろしく願い申し上げます。

恐れ入ります。再び資料5ページの一覧表にお戻りいただき、次に、左から2番目のノーモア・ミナマタ第2次訴訟についてです。

これも、国家賠償等請求訴訟、つまり損害賠償を求めるもので、昨年6月に提訴、その後も追加提訴があり、現在430人の原告数となっております。

次に、資料の左から3番目の訴訟は、ことしの2月に提起されたものです。これは、損害賠償ではなく行政訴訟となります。

訴訟の内容としては、先ほどから申し上げております総合的検討の具体化、この通知に関して、認定申請中の方が、国は通知文書を出してはならない、県は受け取ってはならな

いとして、差しとめを求めている裁判です。しかしながら、既に通知文書は発出されておりますので、今後は、請求の趣旨を変更して、通知自体の取り消しを求めるといった裁判が続けられるものと思われま

す。最後に、一番右側の障害補償費不支給決定取消等請求訴訟についてですが、これは水俣病関西訴訟で損害賠償が認められ、その後公健法上も水俣病と認定された方が、県に対して公健法上の補償を請求された事案です。

県としては、既に損害賠償によって損害が補われているため、公健法上の補償義務はないとして、不支給の決定を行いました。そのことに対して、決定の取り消しと補償の給付を求めるといった裁判です。経過欄にありますように、5月30日に第1回目の口頭弁論が予定されております。

以上が裁判の状況ですが、いずれの訴訟についても、県として、司法の場で主張、立証を行い、適切に対応してまいりたいと考えております。

水俣病審査課は以上です。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

恐縮でございますが、資料の4ページへお戻りをお願い申し上げます。

5の特措法による救済についてでございます。

(1)の申請者数4万2,961人及び下の表の内訳につきましては、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

県といたしましては、対象者の確定に向けて最大限の努力を行いますとともに、相談窓口での対応やフォローアップ事業に取り組んでまいりたいと考えております。

保健課は以上でございます。よろしくようお願い申し上げます。

○山口ゆたか委員長 次に、報告2につい

て、環境生活部環境立県推進課から説明をお願いいたします。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

委員会報告事項の7ページをお願いいたします。

熊本地域地下水総合保全管理計画に基づく第2期行動計画の策定についての御報告でございます。

1の経緯でございますが、これまで管理計画及び平成21年度から25年度までの第1期行動計画により諸対策を進めてきたところですが、引き続き第2期行動計画を策定いたしました。

概要でございますが、(1)の策定主体は、県と熊本地域の11市町村、(2)の計画期間は、今年度から平成30年度までの5年間、策定の趣旨は、第1期行動計画の成果と課題を踏まえ、今後5年間の具体的な目標と施策を定めるものでございます。

(4)につきましては、8ページをお願いいたします。

まず、第1期行動計画の実績でございます。

地下水かん養量は、約2,000万立方メートルを確保し、目標の2,780万立方メートルの約7割となっております。地下水採取量は、1億6,900万立方メートルとなり、目標の1億7,872万立方メートル以下を達成しております。硝酸性窒素濃度につきましては、環境基準値の10ミリグラム・パー・リットルを超える井戸は、指標井戸115本のうち22本、割合にすると19%という状況でございます。

これらの状況を踏まえまして、第2期行動計画では、右側の枠囲みのおり、5つの柱立てをいたしまして対応してまいります。

まず、1の地下水涵養対策でございますが、①の白川中流域の水田湛水事業を継続するとともに、②では、新たに菊池や益城、御

船といった台地部の市町村にも働きかけて、湛水事業を拡大することとしております。

あわせて、③では、涵養域でできた米など地下水を育む農産物を買って支えて、涵養域の農地保全を図ることとしております。目標としましては、平成30年度までに地下水涵養量3,500万立方メートルの確保を掲げております。

2の節水対策では、①の雨水浸透ますや雨水貯留タンクなど節水設備の普及促進や、②の意識啓発に取り組むこととしております。第1期よりさらに320万立方メートルの削減を目指します。

3の地下水質保全対策につきましては、①の硝酸性窒素の地下浸透要因の実態把握、②の市町村の削減計画策定と計画的取り組みの促進、③の生活排水、家畜排せつ物、施肥といった発生源ごとの基本的対策の推進などに取り組むこととしております。目標として、引き続き基準値を超える井戸の割合を5%以下に抑えることを掲げております。

また、4の地下水保全の普及・啓発に引き続き取り組むとともに、5の地下水の活用につきまして、地下水を育む農産物等のブランド化やくまもとの地下水の魅力の情報発信など、関係課と連携いたしまして積極的に取り組んでまいりたいと思います。

報告は以上でございます。よろしく申し上げます。

○山口ゆたか委員長 次に、報告3について、環境生活部自然保護課から説明を願います。

○三原自然保護課長 自然保護課でございます。

報告事項の9ページをお願いいたします。

先ほど、部長の総括説明の中でも鳥インフルエンザのことについては触れておりますけれども、改めまして、高病原性鳥インフルエ

ンザ発生に際し、野鳥に対する対応状況について報告させていただきます。

まず、1の国の対応状況でございますけれども、鳥インフルエンザ発生直後から、監視区域として、鳥インフルエンザ発生箇所から半径10キロ圏内を野鳥重点監視区域として設定し監視を強化するとともに、調査チームとして、環境省九州環境事務所、それから自然環境研究センターの調査チームを派遣し、調査が実施されております。これにあわせ、県も共同で調査を行っております。なお、この調査で重点監視区域での野鳥の異常は認められておりません。

次に、2の県の対応状況についてですが、死亡野鳥を見つけた場合の対応として、マスコミやホームページを通じて、死亡野鳥の取り扱いや相談窓口を周知するとともに、野鳥巡視の強化として、鳥獣保護員等により異常野性鳥獣の監視や死亡野鳥の調査を強化しております。

また、野鳥緊急調査として、県内全域において、死亡野鳥の確認や簡易検査等の鳥インフルエンザ緊急調査を実施しております。

3、これまでの県民からの相談件数等というところでございます。

お手元の資料には、4月17日現在で書いておりますが、4月23日現在、昨日現在でございます。

昨日現在で、相談件数は142件でございます。そのうち、死亡原因が明らかなものや腐敗等により検査ができないものを除く31件について簡易検査を実施しました。その結果としましては、陰性が31件でございます。

このように、野鳥の簡易検査でも異常は確認されてございません。

自然保護課の説明は以上です。よろしく申し上げます。

○山口ゆたか委員長 次に、報告4について、商工観光労働部エネルギー政策課から説

明を願います。

○村井エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

別紙、経済環境常任委員会報告事項をごらんください。

先般、国のエネルギー基本計画が策定されましたので、その概要及び本県の総合エネルギー計画における位置づけ等について御説明します。

まず、お聞きいただき、1ページ目の1、国の「エネルギー基本計画」を巡る動きをごらんください。

エネルギー政策基本法に基づき、本年4月11日に、第4次になる国のエネルギー基本計画が閣議決定されました。

本計画は、前回の第3次計画の後に、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故を初めとしたエネルギーをめぐる環境が国内外で大きく変化したことに対応し、新たな方向性を示すものです。

本県では、熊本県総合エネルギー計画を議会の賛同を得て平成24年10月に策定しており、その中で、国の関連計画との整合を図りつつ、県のエネルギー政策を推進する旨、記載しております。

参考として、熊本県総合エネルギー計画の位置づけの図を載せております。

真ん中に熊本県総合エネルギー計画を、左上に国の関連計画を、その中にエネルギー基本計画を記載しております。国の関連計画との整合を図ることとしており、そのことを矢印で示しております。

次に、右側のページをごらんください。

2、国のエネルギー基本計画のポイントを記載しております。

(1)エネルギー政策の基本視点ですが、安全性を前提とした上で、エネルギーの安定供給を第一とし、経済効率性の向上と環境への適合を図ることとされています。

(2)“多層化・多様化した柔軟なエネルギー需給構造”の構築と政策の方向ですが、これは、各エネルギー源が多層的な供給体制を形成することによって、危機時に特定のエネルギー源の供給に支障が生じても、その他のエネルギー源でバックアップできるようなエネルギー供給構造の強靱化や需要サイドへの多様な選択肢の提供、さらに国産エネルギーの自給率の改善及びエネルギー効率の改善や省エネルギーを進めることとされています。

(3)各エネルギー源の位置付けと政策の時間軸につきましては、①一次エネルギーについては、再生可能エネルギーの導入を2013年から3年程度最大限加速し、その後も積極的に推進することとされております。

また、地熱、一般水力、原子力及び石炭を、発電コストが低廉で安定的に発電できるベースロード電源として、天然ガス及びLPガスを、発電コストがベースロード電源の次に安価で出力を機動的に調整できるミドル電源として、石油を、発電コストは高いが出力を機動的に調整できるピーク電源として位置付けています。

なお、原発については、安全性が原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、再稼働を進めるとされています。

②二次エネルギーについては、電気や熱に加え、水素が中心的役割を担うことを期待されています。

③政策の時間軸は、中長期として、今後20年程度を視野に、特に2018年から2020年を集中改革実施期間と設定されています。

以上が国のエネルギー基本計画のポイントです。

最後に、3、熊本県総合エネルギー計画の推進ですが、今回示された国のエネルギー基本計画は、新エネルギー、再生可能エネルギーの導入加速化や省エネルギーの推進強化を政策の柱に掲げる熊本県総合エネルギー計画

と目指す方向は一致しておりますので、県としては、引き続き国のエネルギー政策と連携しながら施策を進めてまいります。

エネルギー政策課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○山口ゆたか委員長 次に、報告5について、企業局から説明をお願いします。

○五嶋企業局次長 報告事項の企業局と書かれている資料をお願いいたします。

荒瀬ダム本体等撤去工事の進捗状況でございます。

1ページあけていただきまして、まず1の平成25年度工事の状況でございます。

具体的には、次の2ページから3ページの写真で説明させていただきます。

まず、2ページをごらんください。

上段の写真ですが、平成25年4月時点の上流からの写真になります。まだ水位低下前のものとなります。この後6月に水位低下ゲートを開放し、水位を下げ、工事を施工しました。具体的には、4門の洪水吐きゲート、それと右岸側の3基の門柱及び管理橋を撤去しております。

下段の写真が、平成26年3月時点の写真となりますが、計画どおり予定していた工事を完了することができました。

3ページをごらんください。

この写真は、門柱撤去の発破作業状況でございます。

発破作業につきましては、御心配をおかけしたこともありますが、試験施工を繰り返し、無事倒壊させることができました。引き続き、安全や環境に十分配慮して、荒瀬ダム撤去を確実に進めてまいりたいと考えております。

恐れ入りますけれども、再度1ページのほうをごらんください。

2の平成26年度工事予定について御説明い

たします。

中ほどの図面をごらんください。

今年度は、図面の朱色で着色しております部分を撤去する予定でございます。

具体的には、洪水吐きゲートを3門、それと本体の右側、みお筋部分の撤去を行う予定です。

続きまして、下段の図をごらんください。

本体右岸みお筋部の撤去でございますが、作業班を2班体制とし、2カ年で予定しておりましたみお筋部の撤去を今年度1年間で行うこととしております。

以上で撤去工事の進捗状況の報告を終わりますが、全体工程計画のとおり6年間でダム撤去を完了させるよう、引き続き工程管理を行ってまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○山口ゆたか委員長 報告の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○西岡勝成委員 水俣病に関して2点ちょっとお尋ねをいたしたいと思っておりますけれども、臨水審の委員が決まって、いよいよ審査に入るといことですのでけれども、今のところ2人ですかね。そういう臨水審での審査の積み重ねを見て、県の認定業務の再開をしたいということですが、申請者はふえてくるんですかね。どういう今努力をされているんですか。

○中山水俣病審査課長 今、臨水審に対する申請者の状況をお尋ねかと思っておりますが、現在2名申請をされて、今後につきましては、今のところ我々が申請者の方と接するときには、できるだけ現在の状況でありますとか制度の説明を行っております。決して強制をするようなことはないように注意をしながら説明をしておりますが、今後26日に臨水審が立ち上がりますので、その後もまた周知をどうする

かは国と考えていくことになっていきますが、できるだけ御理解をいただくような努力をしたいと思っております。ただ、今のところどれぐらいの方が手を挙げていただくかというところについては、まだ予想がつかないところでございます。

○西岡勝成委員 やっぱり積み重ねということになると、かなりの人数をやっぱり判断していただいた上でないとなかなか動きづらいと思うので、その辺ぜひ、もうこれは努力しかほかないと思うんですけれども、重ねて努力をしていただきたいと思えます。

もう1ついいですか。

○山口ゆたか委員長 はい。

○西岡勝成委員 これは報告事項の中では説明はなかったんですが、会社更生法案が維新の会から出されて衆議院を通過したという話ですけれども、新聞によると、園田代議士は自民党から頼まれたというようなことも載ってましたが、果たして法案を出す前に県に説明はあったんでしょうか。

○正木環境政策課長 環境政策課でございます。

県としては、この修正案について事前には説明は受けてはございません。

○西岡勝成委員 非常にある意味おかしいと思うんですね。第一線におるところに何の説明もなく、特に自民党から頼まれてという話になると、委員長、何か話がありましたか。事前に。

○山口ゆたか委員長 私にはありません。

○西岡勝成委員 自民党にも多分県連にもないと思ってるんですね。非常におかしいな

と。やっぱり第一線にある熊本県に、まず報告をしながら進めるべきだと思うんですね。

まず、この法案の趣旨が私余りよくわからないんですが、何のために今これを出すのかということ、ちょっと県の見解を。

○正木環境政策課長 環境政策課でございます。

ちょっと県の見解というのはなかなか難しいんですが、まず、法案というか修正案の概要について簡単に御説明させていただきます。

現在、国会に会社法の改正法案が提出されております。その内容は、親会社が子会社の株式を売却する際に、株主総会の特別決議、出席株主の3分の2以上を新たに義務づけるというものでございます。これをチツとJNCに置きかえますと、チツがJNCの株式を売却する際には、その特別決議が要するというものでございます。

一方、水俣病特措法では、親会社チツが子会社JNCの株式を売却する際には、環境大臣の承認が義務づけられております。それで、今般維新の会から提案があった修正案というものは、もう既に水俣病特措法に基づいて子会社の株式の売却をする際には環境大臣の承認がもう義務づけられているので、それに加えて、今回会社法の改正で株主総会の特別決議を義務づける必要はないんじゃないかということで、これまでの特措法ででき上がったスキームを維持するために修正を加えたというような趣旨というふうに聞いております。

県としての立場ということでございますけれども、今申し上げましたとおり、全く国会の中で審議中でございまして、昨日衆議院の法務委員会を通ったということですが、その後衆議院の本会議、参議院の法務委員会、参議院の本会議というふうが続いていきますので、現段階で県としてコメントを申

し述べることは差し控えさせていただきたいと考えております。

○西岡勝成委員 いずれにしても、被害者側からすると、やっぱり早くこの物事を片づけたいんだというような認識になってしまいますよね。その辺からすると、私は、やっぱりちゃんと国会議員の先生方も県に説明をして物事を運ぶべきだと思うんですね、今回は。その辺は、やっぱりある意味自民党でもどこでもいいですが、抗議はしておくべきだと思います。

○鎌田聡委員 非常に、この修正案の話がきのうあって、きょう、本来はやっぱり水俣病の関連の委員会ですから、やっぱり報告としていただきましたかったというのが1つあります。やっぱり県のほうから、状況について、きのうこういう状況であった——まあペーパーでいただきましたけれども、きょうの委員会の中で報告すべき内容じゃないかなというふうに思います。

それと、県のほうに事前に話がなかったというのは非常に残念なことで、やっぱり特措法をつくる段階で、いろいろやっぱり議会も県のほうも一生懸命努力してやってきたわけでありまして、そこを——今回の会社法の改正案で、これはどうなんですか。ハードルは、3分の2というのが高いんですかね。環境大臣の承認のほうが高いんですかね、ハードル的には。どういう評価をされていますか。

○正木環境政策課長 まず、3分の2のハードルが高いかどうかということについては、いろいろ評価もあると思いますので、ちょっとこちらで高いとか低いとか申し上げることは差し控えたいと思いますけれども。

今回報告になかったということで大変失礼いたしました。何分ちょっと国の、しかも議

員修正の動きでして、当方としても、環境省を通じていろいろ情報収集に努めてはおったんですが、なかなか情報は入らない状況でして、ただ、きのう現に通過したということですので、今後こういう案件があったときに報告させていただくかどうかについては、今後委員長と相談しまして、報告させていただくかどうか決めたいと思います。

○鎌田聡委員 まだまだ救済されてない被害者がいっぱいいらっしゃるわけで、特措法の救済の枠組みについても、まだまだ対象者確定に向けて努力されている段階でこういった法案の動きが出てくると、非常にやっぱり被害者にとっては不安に感じられる部分もありますし、臨水審の話も、今西岡先生のほうからありましたけれども、なかなか、601人が申請されとって、まだ1人か2人の話で、その積み重ねを見ながらやっていくということですけども、県は県として、やっぱり余り積み重ねで時間ばかりとられないで、県は県として、やっぱり認定審査会を早くやるべきだと思いますけれども、これはどのくらい考えているんですか。何名ぐらいとか、時間は、どのくらいあったら県の審査会を再開しようと考えているのか、そこを教えてくださいたいと思います。

○中山水俣病審査課長 今、後のほうの御質問は、臨水審でどれくらい積み重なったら県のほうで審査会が再開できるのかということだと思います。

まず、臨水審については、現に2名の方ということですが、今後審査の状況がどのように展開されるかわかりませんが、極端な話、601名全員を国でやらなければ県として考え方の整理がついたというところまで考えているわけではありません。ある程度臨水審の中で件数が積み上がる中で、水俣病の判断についての整理がされていく。

それと、もう1つ、国の不服審査会における審査請求の案件もございます。この不服審査請求の事例について、同じ国ですので、どのような判断がなされるかということも見きわめながら考えたいと思っております。

したがって、どの期間待てばというか、たてば再開できるかということは、今なかなか申し上げられるところではないんですが、ただ、国の臨水審といいましても、現場での疫学調査や検診というのは行う必要がございします。この点に関しては、県も責任がございしますので、精いっぱい取り組んでまいりたいと思っております。

○鎌田聡委員 601件が、これは減っていくかどうかは——またふえていく可能性もあると思うんですね。やっぱりこれからですね。やっぱりそういった中で、できるだけ早く——県の立場もわかりますよ。国から、去年みたいに、それは私たちもおかしいなと思ひますけれども、国の対応が違うというやり方ですね。そこは早く合わせてもらいたいという思いはありますけれども、一方では県の審査会を開かないということがやっぱり無責任というような見方もされますので、そういったところはやっぱり国のほうにぜひせつついていただいて、対応を急いでいただくようお願いをしたいと思います。

以上です。

○城下広作委員 これは、そもそもこの会社更生法の見直しなんですけれども、これはチッソのために見直すとかそういう法律じゃなくて、一般企業、同じような感じで網をかぶせるということだから、そこがチッソのためにやるという形の部分であったのか。一般企業の部分も含めて同じようにということだから、ここの位置関係をはっきり言っとかないと誤解を招くんじゃないかと思って。

○正木環境政策課長 この本体の会社法改正については、一企業とかじゃなくて、あらゆる企業に適用される大きな法改正でございします。今般の議員修正につきましては、水俣病特措法についての修正というところでございします。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんでしょうか。

鎌田委員に申し上げますけれども、きょういただいた御意見も踏まえて、委員会での報告の内容でありますとか、そういったものは執行部と話し合いをしながら、きょういただいた意見を参考にして進めさせていただきます。

○鎌田聡委員 よろしくお願ひします。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 それでは、最後にその他に入ります。委員の皆様から何かありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして、第2回経済環境常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後4時33分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

経済環境常任委員会委員長